

アラブボイコット 調査成果報告書

2018年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中東アフリカ課
テルアビブ事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

なお、2章の BDS 運動の現状分析については、イスラエルの調査会社 INSS 社 (Institute for National Security Studies) に調査を依頼しました。公開情報を基に分析を行っており、参考までに見解を掲載していますが、これは同社のもので、ジェトロの公式見解ではありません。



Haim Levanon St. Tel Aviv 6997556 Israel

Phone: 972-3-640-0400

FAX: 972-3-744-7590

E-MAIL: info@inss.org.il

禁無断転載

はじめに

イスラエル企業・製品をボイコットする措置にはアラブボイコットと BDS 運動(ボイコット、投資撤回、制裁運動)がある。

アラブボイコットは 1945 年にパレスチナで始まり、48 年にアラブ連盟が組織化した、アラブ連盟加盟国を主体に実施する組織的な対イスラエル経済制裁措置である。

アラブとイスラエルが数次に亘る中東戦争で対立が激化した時期、特に第一次石油危機時にボイコット運動が活発化した。しかし、93 年にパレスチナが暫定自治合意をイスラエルと締結するなど中東和平が進展した際には、ボイコット中央事務局が定期会合を無期延期することを発表するなど鎮静化する。一方、97 年 3 月にイスラエルが東エルサレムでユダヤ人住居建設を強行した際、アラブ連盟外相会議がイスラエルとの関係正常化の凍結、第一次ボイコットの復活・強化を求める決議を採択するなど、和平交渉の進展状況によりその流れには変化がみられる。しかし、湾岸戦争を契機に貿易規模の大きな湾岸協力会議(GCC)諸国が、第二次・第三次ボイコートを廃止したこともあり、現在ではその実効性は弱まり形骸化している。

一方、BDS 運動は 2005 年にパレスチナ民間団体が始めたもので、個人・民間団体が活動の主体である。近年は BDS 運動の案件が散発的に発生している。

BDS 運動については、運動主体が国家など組織的なものではなく、NGO 団体もしくはその呼びかけに賛同した個人なため予見は困難である。近年、先進主要国で、反 BDS 法の制定の動きがあり、従来のように BDS 運動が奏功する環境ではなくなりつつあることが指摘できるが、BDS 運動の主体が小規模で、経済的な影響力が限定されていてもその趣旨に賛同者する人間が居る限り、運動が消滅することはない。このため、BDS 運動の対象となった案件を調査し、どのような理由がボイコット対象になり得るのか、また、過去に BDS 運動の対象になった企業が運動にどのように対処したか、さらには、その帰結について参考まで、事例研究としてとりまとめた。

2018 年 2 月
日本貿易振興機構(ジェトロ)
海外調査部 中東アフリカ課
テルアビブ事務所

目 次

1. アラブボイコットの概要.....	1
1-1. ボイコット実施組織の概要	1
1-2. ボイコット実施方法の概要	1
1-3. ボイコット実施状況(制度面)	3
1-4. ボイコットを実施している各国の状況	4
1-5. ボイコット規制があるにも拘わらずイスラエル製品が流通した事例	8
1-6. 米国企業の対応	9
1-7. ボイコットの今後の見通し、対応方法.....	10
2. BDS 運動(ボイコット、投資撤収、制裁運動)	11
2-1. BDS 運動の起源	11
2-2. BDS 運動の特徴	12
2-3. BDS 運動の対象になった事例研究.....	12
事例研究 1 : G4S	13
事例研究 2 : Veolia	19
事例研究 3 : Orange 社	24
事例研究 4 : HP (ヒューレット・パッカー) 社	30
事例研究 5 : ベン&ジェリーズ社	34
事例研究 6 : 日本のデザイン会社(A 社)のケース	39
2-4. BDS 運動の対象になった場合の対処方法(イスラエルの INSS 社の提言)	42
2-5. BDS 運動の対象になった場合の対処方法(米国調査会社の見解)	42
2-6. 結論.....	43
付録: 反 BDS 法.....	45

1. アラブボイコットの概要

アラブボイコットとは、正式には the Arab League Boycott of Israel と称し、Israel Boycott とも呼ばれる。アラブ連盟加盟国を主体に実施する組織的な対イスラエル経済制裁措置である。

1-1. ボイコット実施組織の概要

1948 年にアラブ連盟が組織化した。参加国はアラブ連盟加盟国および趣旨に賛同した一部のイスラム諸国。

ボイコット中央事務局 (Central Boycott Office) は、1951 年シリアのダマスカスに設置されたが、シリア内戦により 2015 年 9 月に移転を決定、2016 年よりカイロに移転している。

2017 年現在、支部は各国政府の経済関係省の中に設置。イスラエルと和平協定を締結しているヨルダン、エジプト、その他チュニジア、アルジェリアには設置していない。

会議は、原則年 2 回開催であったが、近年は年 1 回の開催になっている¹。

会議では、親イスラエル企業であるとみなした制裁対象を記したブラックリストの更新が審議される。

近年の開催は下記のとおり。

- ・ 第 90 回 2016 年 8 月 (於:カイロ、内容決議は非公開)
- ・ 第 91 回 2017 年 10 月 (於:カイロ、内容決議は非公開)

報道によると 91 回目の会議では、「イスラエルへの平和的な抗戦としてのボイコットの再活性化」を呼びかけたとされる。

1-2. ボイコット実施方法の概要

ボイコットの実施方法については、いくつかの定義がある。

アラブ連盟に確認したところ、アラブ連盟の定義ではなく、欧米で一般的と称される定義を示された。

下記の 3 つのレベルの分類が欧米で一般的というが、④を加えたものもある。

- ① 一次ボイコット:加盟国がイスラエル製品・サービスを輸入することを禁止。
- ② 二次ボイコット:加盟国がイスラエルの軍事的・経済的発展に寄与する事業を行う外国企業と交易することを禁止。
- ③ 三次ボイコット:加盟国がブラックリストに掲載されている企業と交易することを

¹ Sector of Palestine & Occupied Arab Territories, League of Arab States へのヒアリング

禁止。

④ イスラエルとの文化・娯楽交流の禁止。

この他、ボイコット主体に着目して、

- ① 直接ボイコット:アラブ連盟加盟国が主体となってイスラエルとの取引を禁止する。
- ② 間接ボイコット:加盟国と取引する第3国がイスラエルと取引することを禁止する。

という定義もある。

なお、制裁対象を特定したブラックリストは、ボイコット中央事務局がネガティブ・リスト方式で作成し、維持管理され、総会で提示される。しかし、その実際の適用は加盟国に任されている。よって、ブラックリストに掲載された企業が、実際に制裁対象になるかは加盟国により異なりボイコット中央事務局では分からないとのことである。なお、ブラックリストは原則非公開である。当事者のみがリストに掲載されたこと、リストから削除されたことを知ると言われる。

なお、ブラックリストが近年更新されているかについては、確認できなかった。

アラブボイコットは、法律のように厳密に適用されるのではなく、運用面での自由度が高いこと、また決議などを積極的に公表しないため、その実態については、曖昧、不明瞭な点が多く、それがよりボイコット効果を高めていると言われる。

アラブ連盟によると、ブラックリスト(ボイコット)の対象となったケースには下記のような例がある。

- ・ パレスチナ人の人権を脅かすとみられる場合
例:キャタピラー社(米国) = 製品が入植地建設に使用されたため。
- ・ 占領区域(西岸地区・東エルサレム地区等)内のイスラエル人(・法人)住宅建設への融資を行う金融機関。
- ・ イスラエル占領地でのサービスを実施している場合:G4S(英国警備保障会社)
- ・ イスラエルの原材料が含まれた製品がアラブ諸国に輸出された場合²
(例:イスラエル製ソフトウェアなど)。
- ・ イスラエルに事務所や拠点を構える企業がアラブ諸国のプロジェクトに受注しようとする場合。

² 90年代初めのドバイの港湾関係者との面談によれば、製品にイスラエル製の部品が組み込まれていても、製品を分解して調べることは不可能で、現実的には原産地表記がイスラエルでなければ輸入は可能とのコメントを得ている。ここでは、原産地表記がイスラエルの製品がアラブ諸国に輸出されたものと考えられる。

この他、一般的ではないが、企業ではなくイスラエルと取引する国を交渉の対象とするポジティブ・リスト方式で作成したリストも存在するという。³

1-3. ボイコット実施状況(制度面)

ボイコットの実施状況は公表されていないため、現状を主として米国政府が公表している資料⁴でみる。

米国政府などの資料によると、アラブ連盟加盟国およびそれに賛同する国でアラブボイコットを実施している国は、表 1 のとおり。

具体的には、バーレーン、(リビア)、(イラク)、クウェート、レバノン、オマーン、カタール、サウジアラビア、シリア、(スーダン)、アラブ首長国連邦(UAE)、イエメン、 Bangladesh の 13 カ国である。但し、()で囲んだ、リビア、イラク、スーダンについては直近の状況が確認できていない。

なお、日本との貿易が大きい湾岸協力会議(GCC)諸国については、1994 年に二次、三次ボイコットを廃止している。

日本企業にとっては、第二次ボイコット、第三次ボイコットが廃止されていれば、アラブボイコットを憂慮する必要はない。よって、レバノン、シリア、(リビア)、(イラク)以外のアラブ諸国との交易については、アラブボイコットを懸念する必要はない。(但し、制裁を解除していないアラブ諸国にある海外法人、および米国法人は除く。)

³ ポジティブ・リストについては、外交交渉の対象とする特定の国を規定するもので、本論の対象とする民間企業と対象とするリストとは異なる。アラブ連盟は、近年の成果として、2017 年 10 月にトーゴで開催予定であったアフリカ・イスラエル・サミットの開催を延期させたことを挙げている。

⁴ 米国政府は、アラブボイコットが中東和平への障壁になると認識し、アラブ諸国に制裁措置を停止するよう働きかけ、ボイコットの現状を発表している。

CRS REPORT; “Arab League Boycott of Israel”, August 25, 2017

<https://fas.org/sgp/crs/mideast/RL33961.pdf>

USTR; “FOREIGN TRADE BARRIERS”, 2017

<https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2017/NTE/2017%20NTE.pdf>

BIS/DOC; “Examples of Boycott Requests”

<https://www.bis.doc.gov/index.php/all-articles/7-enforcement/578-examples-of-boycott-requests>

アラブ連盟加盟国	アラブボイコット			日本に於ける状況	備考
	一次	二次	三次		
アルジェリア	不明	×	×		未実施という情報もある
バーレーン	○	×1994	×1994		
コモロ	未実施				
ジブチ	未実施				
エジプト	×1980	×1980	×1980		
リビア	○	○	○	○	2011年以降は不明
イラク	○	○	○		実施しているとみなせる
クウェート	○	×1991	×1991		
レバノン	○	○	○	○	
モーリタニア	×	×	×		
モロッコ	未実施				
オマーン	×	×1994	×1994		
パレスチナ	×1995	×1995	×1995		
カタール	×	×1994	×1994	○	
サウジアラビア	○	×1994	×1994		
ソマリア	未実施				
シリア	○	○	○	○	
スーダン	○	×	×		
ヨルダン	×1994	×1994	×1994		
チュニジア	×	×	×		2011以降は不明。
アラブ首長国連邦	○	×1994	×1994	○	
イエメン	○	×1995	×1995		
バングラデシュ	○	×	×		

注： ○は実施、×は廃止、n. a. は未実施 を表す。

出所 下記の公開情報および関係先へのヒアリングでジェトロ作成

<https://ustr.gov/sites/default/files/2013%20NTE%20Arab%20League%20Final.pdf>

<https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2017/NTE/2017%20NTE.pdf> pp.18-21

<https://fas.org/sgp/crs/mideast/RL33961.pdf> p.3

<http://www.vamos.co.jp/vamos-trade-1.html>

1-4. ボイコットを実施している各国の状況

次に、アラブボイコットについて、制度面と運用面での違いを米国の公文書からみる。米国政府は、1977年の輸出管理法(EAA)、1976年の税制改革法(TRA)からなる反ボイコットを実施しており、米国民・企業が経済ボイコットに合意した場合、民事・刑事処分を課すことになっている⁵。

その中で、特に次の行為を禁じている。

⁵ CRS REPORT; “Arab League Boycott of Israel”, August 25, 2017 p.1

- ・ イスラエルおよびブラックリストに掲載された企業との商取引を拒否することもしくはそれに同意すること。
- ・ 人種・宗教・性別・出身国・国籍で相手を差別することもしくはそれに同意すること。
- ・ イスラエルやブラックリストに掲載された企業との取引に関する情報を提供もしくは提供に同意すること。
- ・ 他人の人種・宗教・性別・出身国に関する情報を提供もしくは提供に同意すること。

その一環として、米国財務省は、年数回ボイコットリストを発表している。

年数回米国財務省から発表されるボイコットリスト⁶(最新は2017年8月2日)には、イラク、クウェート、レバノン、リビア、カタール、サウジアラビア、シリア、アラブ首長国連邦、イエメンが掲載されている。これは、表1の内容とカタールを除き一致する。

アラブボイコットを撤廃していないレバノン、シリア、(リビア)、(イラク)については、米国の指摘は整合性がある。しかし、対外的に二次ボイコット・三次ボイコットを撤廃したと公表しているにも拘わらず、クウェート、カタール、アラブ首長国連邦については、米国がボイコットを撤廃していないとみなしている。

以下、対外的に二次ボイコット・三次ボイコットを撤廃したと公表しているにも拘わらず、米国がボイコットを維持していると指摘している、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、クウェート、カタールについて、その現状をみる。

1-4-1. アラブ首長国連邦(UAE)の場合

アラブ首長国連邦では、連邦法 No. 15 of 1972 がアラブボイコットについて規定している。

内容は、一次ボイコット:イスラエル国、イスラエル人、イスラエル法人・団体との交易禁止。二次ボイコット:イスラエルと関係がある法人・団体(支店・代理店設立を含む)との取引を禁止。三次ボイコット:イスラエルと取引および部品やサービスを提供している会社との取引禁止である。

アラブボイコットは、内閣決議 1995年 462/17M (1995年 11月 20日)で規定され、同国は、GCC イニシアティブに従い第二次、第三次ボイコットを停止する決定を承認した。連邦法 No. 15 of 1972 は正式に撤廃もしくは修正されていないが、この内閣決議により二次・三次ボイコットはもはや適用されていないと見なせる。但し、一次ボイコ

⁶ List of Countries Requiring Cooperation With an International Boycott A Notice by the Treasury Department on 08/02/2017
<https://www.federalregister.gov/documents/2017/08/02/2017-16290/list-of-countries-requiring-cooperation-with-an-international-boycott>

ットは実施中⁷。

米国がアラブ首長国連邦に対しボイコットを撤廃していないと見なす理由は、同国においてボイコット条項を織り込んだ契約文書がまだ残存していることにある。現実には、日本から UAE に輸出をする場合も、「イスラエル不寄港証明書」、「保険会社非イスラエル証明書」の添付が義務付けられている。

アラブ首長国連邦は米国商務省の要望に応じ、二次、三次ボイコットはアラブ首長国連邦の政策に反するため契約書からボイコット条項を外す要望書を企業に発出するなど、ボイコット条項を契約書から排除する措置を講じているという⁸。現在、アラブ首長国連邦政府は、イスラエル入国印がある人間の入国を認めている他、国際会議ではイスラエル人の入国も認めている。よって、入札文書、イスラエル製品不使用証明書など、残存慣習化しているものについては排除できないとしているが、アラブ首長国連邦政府として実施を強制している訳ではなく、今後 2 次、3 次ボイコットを強化する可能性はないと考えられる。

1-4-2. サウジアラビア

サウジアラビアは、1962 年のボイコット法を修正して、1994 年に二次、三次ボイコットを撤廃するという GCC 決議に対応している。

商工省にボイコット関連の違反を公表する部門があり、同部署は古いボイコット条項を含んだ契約書を使用しないように、民間企業に対し啓蒙しているという。概して、サウジ企業は、ボイコット条項を含まない契約文書を使用するように通達された場合は、進んで従うという。ボイコットの状況は UAE と同様、政府として 2 次、3 次ボイコットを強化する可能性はないと考えられる⁹。

1-4-3. クウェート

クウェートは、二次、三次ボイコットを廃止している。また、ボイコットリストから 91 年以前に実施していた二次、三次ボイコットに関する企業名は削除したされる。¹⁰

しかし、2014 年 1 月、アブダビで開催された第 4 回再生可能エネルギー会議 (IRENA) に加盟国のイスラエルが参加したため、クウェートはこれに抗議して同会議を

⁷ Bashir Ahmed of Afridi & Angell, “Doing business in the United Arab Emirates” p-4.
[https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/9-500-8992?transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)&firstPage=true&bhcp=1](https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/9-500-8992?transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true&bhcp=1)

⁸ USTR; “FOREIGN TRADE BARRIERS”, 2017
<https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2017/NTE/2017%20NTE.pdf> p.21

⁹ USTR; “FOREIGN TRADE BARRIERS”, 2015 p.15

¹⁰ USTR; “FOREIGN TRADE BARRIERS”, 2015 p.15

欠席するなど、反イスラエルの姿勢がみられる¹¹。

クウェートが他の GCC 諸国に比ベイスラエルに対し厳しい態度をとるのは、同国には公選の議会があり議会制民主主義が発達しており、国民の政治意識が高いこと、また、80 年代後半に「エルサレムのためのクウェート人」という組織から派生した BDS の支部があるためと言われる。

この背景には、湾岸の君主国は、国民の批判には敏感に反応する事実がある。

注目されるのは、2014 年 10 月、クウェート商務省が、英国警備会社 G4S に対し、同社が占領地で活動していた場合、クウェートの営業ライセンスを失いたくなければ占領地での活動を止めるように警告する旨発言したことである。クウェートはこの時期、仏企業である Veolia Environment SA がイスラエルの占領地での活動に関与しているという理由で同国の汚水処理事業契約から排除している¹²。G4S および Veolia の案件は、占領地での活動が問題視されたのであれば、次章で触れる BDS 運動とも考えられるが、実施主体がクウェート政府であることから判断すれば、アラブボイコットの対象ともみなせる。特に、二次、三次ボイコートを撤廃しているにも拘わらず、外国企業のイスラエル関連活動を理由に契約を打ち切ることは、アラブボイコートを復活させることを意味する。なお、クウェートで活動している G4S は、正式にはアル ムラ セキュリティサービス W.L.L. で資本の過半をクウェートが占めるクウェート会社である。(同社は G4S グループの一員と称している) よって、一次ボイコートを解除していないクウェート政府が、提携会社の占領地での関与を口実に自国企業に対し圧力を掛けたのは、二次ボイコット、三次ボイコットではなく、一次ボイコットの問題と判断している可能性もある。

なお、G4S は BDS 運動の高まりに対応して占領地での活動を縮小したため、厳密に何が影響したのか判断できないが、G4S はイスラエル事業縮小を発表する少し前にクウェートで新規事業を獲得するなど事業を継続している。

1-4-4. カタール

カタールは 1994 年に二次、三次ボイコートを撤廃しているが、カタールの公共企業との契約文書にはボイコット条項が入った契約書が見られるという¹³。この場合、米国企業は契約文書を英語以外の言語にしてボイコット条項を含めない契約書を作成するなどして対応するという。この他、入札条件に非イスラエル製造品証明書が要求されるとか、ブラックリストに掲載された金融機関の L/C 発給を承認しないことなどがボイコット違反の例として挙げられている¹⁴。

¹¹ <http://www.jpost.com/National-News/Kuwait-boycotts-Abu-Dhabi-energy-conference-attended-by-Zionist-regime-338624>

¹² <http://www.jpost.com/Middle-East/Kuwait-bolsters-secondary-boycott-of-Israel-379710>

¹³ USTR; "FOREIGN TRADE BARRIERS", 2017

<https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2017/NTE/2017%20NTE.pdf> p.21

¹⁴ BIS/DOC; "Examples of Boycott Requests"

<https://www.bis.doc.gov/index.php/all-articles/7-enforcement/578-examples-of-boycott-requests>

なお、カタールは96年にイスラエルの貿易連絡員事務所の開設を認めたが、イスラエル軍のガザ侵攻に抗議して2009年に閉鎖した。しかし、カタールは閉鎖後も交易は認めており、イスラエル人の入国も事前に査証を取れば承認しているという。

よって、形式的にボイコット条項が残っているが、政府が今後2次、3次ボイコットの復活させる可能性はないと考えられる。

このように、米国が、二次、三次ボイコートを制度上撤廃しているにも拘わらずアラブ首長国連邦、サウジアラビア、クウェート、カタールに対し、制裁を実施していると見なしている要因は、外国企業に対し、イスラエル不寄港証明、保険会社非イスラエル証明、および非イスラエル宣誓文などのボイコット条項を記載した文書の添付を義務付けていることに起因する。当該国政府は、政府が義務付けている訳ではなく、慣用と説明しているが、真偽は定かではない。しかし、米国のボイコットリストに掲載されているアラブ諸国は2006年7月にバーレーンとオマーンが除外されて以降現在まで10年以上変化していない¹⁵ことから、今後も現状が変わらず継続し、新たにアラブボイコットが強化されることはないと思われる。

なお、日本においても、カタール、アラブ首長国連邦、リビア、シリア、レバノンの5カ国¹⁶は、輸出に対し、イスラエル不寄港証明、保険会社非イスラエル証明、および非イスラエル宣誓文などの記載、添付を求めている。形式的には、日本においてもアラブボイコットは完全撤廃されていないことになるが、形式を整えれば現実に輸出は可能で、制裁措置が適用される訳でもない。過去のような輸入禁止という制裁措置を伴うアラブボイコットとは異なり、実質的には問題ないと考えられる。

1-5. ボイコット規制があるにも拘わらずイスラエル製品が流通した事例

アラブボイコットが実施されているにも拘わらず、イスラエル製品がアラブ諸国で流通したり、イスラエルと関係の深い会社の製品がアラブ諸国で通常に販売されるケースが、アラブボイコットが厳しく適用されていた時代からある。

現在でもそのような事例が報道されている。例えば、AGT INTERNATIONALはスイスに本社を置くイスラエル企業であるが、アラブ首長国連邦の国境における監視カメラ、センサー、許可プレート読み取り装置の設置を請け負っているという¹⁷。また、警察、諜

¹⁵ イラクについては、2004年に国情よりリストから除外されていたが、2012年8月より再び含まれるようになった。

¹⁶ 有限会社バーモストレーディングへの聞き取り調査 <http://www.vamos.co.jp/vamos-trade-1.html>

¹⁷ Dee Catz: "Arab nations tacitly working with Israeli companies", Feb 14, 2017

<https://kehilaneews.com/2017/02/14/arab-nations-tacitly-working-with-israeli-companies/>

報機関を顧客とするイスラエルの IntuView 社は、通信文書からテロへの脅威を判別する IntuScan をサウジアラビアに提供しているといわれる。

文書による確認はできないが、イスラエル製品以外に代替品がない場合、もしくは代替品を利用すると著しく経済的な不利益を被る場合は例外的にボイコットの対象外になるという説がある。上記の例は、このケースに該当するとみられる。

この他、イスラエル製品の原産国表記をヨルダンなど第 3 国で付け替え、アラブ諸国に流通させる場合もあったようである。

また、過去には欧米企業がアラブボイコットの適用を回避するために、自社製品の貿易を既にブラックリストに掲載されている企業に委託し貿易を代行させたり、自社との関係を偽装した関連会社を通じて貿易を行う場合もあったという。

さらには、アラブボイコットの適用は、個別の国で異なることを利用し、貿易相手国におけるアラブ社会の有力者に働きかけ自社製品をボイコットの適用除外に働きかける方法、さらには、ブラックリストに掲載された場合は、ブラックリストから削除されるようにロビイングを行う場合もあったようである。

このように、ボイコット規制があるにも拘わらずイスラエル製品がアラブ市場に流通した事例は、過去より多くみられる。

なお、二次、三次ボイコットがまだ廃止されていなかった時代、外国企業のイスラエルとの関係がボイコットの対象になった時代から、欧米のボーイングは航空機を、GE、ジューズなどは原動機を、インテルはコンピューターの半導体チップなどのハイテク製品をイスラエルに輸出している他、中には工場、研究所を開設してイスラエルとの強い経済関係を維持している。しかし、イスラエルと強い経済関係があってもそれらの会社製品はアラブボイコットの対象には必ずしもなっておらず、アラブ諸国もそれらの製品を輸入して使用している。これらの製品の特徴は、一般のアラブ人が購買する消費財ではなく、資本財である場合が多い。経済性がボイコット制裁による不利益を上回る場合には、必ずしもボイコットは原則とおりに適用されず、実利との兼合いで裁量の余地が大きいとみられる。

1-6. 米国企業の対応

米国のコンサルタントによるヒアリングによると、米国企業の場合は、反ボイコット法が存在するためアラブボイコットに賛同する企業は少ないとみられると回答があった。

反ボイコット法はアラブボイコットを主対象として制定されたが、現在の対象はアラブボイコットによるイスラエル差別のみならず、人種、宗教などによるあらゆる差別を対象としている。米国企業がボイコットに賛同したり、加担した場合に、米国政府から税金

面での優遇措置の適用除外、民事制裁金などのペナルティが課されることになる。

全米経済研究所(NBER)¹⁸によると、アラブボイコットが始まって以来、毎年米国企業が受け取るボイコット要求書は年間約1万件で、約3割の企業がその要求に応じていたという。しかし、反ボイコット法の制定により、90年代の研究では要求に応じている割合は15%~30%低下したという。なお、現在はWTO規制に対応して輸出税に関する優遇措置が縮小したため、その効果は縮小しているという見方もある¹⁹。

このように、現在の米国においては反ボイコット法の存在によりアラブボイコットの要求に応じ、イスラエルを差別する行動をとる企業は非常に少ないとみられる。

1-7. ボイコットの今後の見通し、対応方法

アラブボイコットの最大の特徴は、運用が不透明でその適用が国により大きく異なる点である。よって、二次・三次ボイコットの廃止が宣言されている国においても、契約、貿易手続き面などでボイコット運動が残存しているケースがみられ、完全に廃止されているのか確認できないという問題点がある。

しかし、アラブボイコット運動の運動主体であるボイコット事務局がシリア内戦で以前のように活動的でないこと、米国政府の反ボイコット政策などで、多くの加盟国が二次、三次ボイコートを廃止するなど、70年代と異なり状況が大きく変化していることなどから、今後活発にブラックリストを更新するなどしてアラブボイコット運動が新に強化される可能性は極めて低いと考えられる。

よって、二次・三次ボイコ트가廃止されている国においては、外国企業が新たにボイコットの対象になる可能性は無視でき、現状維持の状態が続くとみられる。

なお、アラブ諸国自らは現在もボイコット運動を廃止していない国が半数ある。

一次ボイコートを廃止していないアラブ諸国に開設した現地法人、合弁企業は、アラブ企業として、アラブボイコット運動の当事者となり、イスラエルとは原則交易できない点は留意する必要がある。

¹⁸ <http://www.nber.org/digest/apr98/w6116.html>

¹⁹ CRS REPORT; “Arab League Boycott of Israel”, August 25, 2017 p. 7

2. BDS 運動(ボイコット、投資撤収、制裁運動)

BDS 運動とは、パレスチナ人が呼びかけている、イスラエルに国際法を遵守するように圧力をかける活動で、南アのアパルトヘイト運動に触発されたものといわれる。

対象は、主として 1967 年に占領したパレスチナ領においての入植活動に関わるものとされ、占領地で生産された農産物、入植を進めるために使用される機材(キャタピラ社)、パレスチナ人の行動を規制する ID カードの製造業者(HP)、入植地に工場がある会社(ソーダーストリーム社)などであった。しかし、近年は対象が広がり、必ずしも入植活動に限定したものではなくとも、BDS 運動が対象にした企業のイスラエルでの経済活動に影響を与えることができると見なした場合も対象に含まれるようになっている。

2005 年に活動が始まって以来、現在では、人権団体、アカデミズム(学会)、年金基金などの支援を受け、BDS 運動は広がりを見せている。一方で、2015 年にベルリンの大規模小売チェーンの KDW がゴラン高原および西岸で製造されたワインの販売を中止したが、イスラエルおよび親イスラエル団体の抗議により、販売を再開するなど反ボイコット運動の流れもみられる。

2-1. BDS 運動の起源

BDS 運動は 170 の既存組織の支援を受けて 2005 年 7 月に誕生し、政治、学術、文化、経済の各分野でイスラエルを孤立させることを目標として、南アフリカの反アパルトヘイト運動のモデルを採用して始まった。

その目的は、イスラエルによるパレスチナ人・アラブ人の領土の支配を終わらせる、ヨルダン川西岸の分離壁と全ての入植地を解体する、イスラエル国籍のパレスチナ人への差別を撤廃する、パレスチナ人の「帰還権」に関する国連決議を完全に実施することだった。

BDS 運動は、イスラエルに経済的被害を与えることで、その目的は達成されると考え、主として 3 つの活動に分類される。それは、(1) 消費者に対し、イスラエル製品やグローバルに活動するイスラエル企業の幅広いボイコットを強要する、(2) 多国籍企業に対し、イスラエルへの投資を撤収し、それ以外の国で活動するイスラエル企業との取引を減らすよう圧力をかける、(3) 政界での活動を通じて、イスラエルに正式な経済制裁を課すよう各国政府と国際機関を説得する、である。

2-2. BDS 運動の特徴

BDS 運動の主体は、イスラエルに関係の深い外国企業の製品に対しボイコットを求める直接的な方法と、BDS 運動の対象となるイスラエル企業の株を手放すように年金基金、金融機関に促したり、イスラエルの治安部隊や入植地建設に関わる多国籍企業への投資を年金基金、金融機関、大学、労働組合、教会などに止めさせるように働きかける間接的な方法がある。

いずれの場合も、BDS 運動は、国際社会で伝統的に広い批判を生んできたイスラエルの政策、つまり入植活動、二国共存構想に向けた交渉を阻む唯一の理由であるイスラエルの強硬性、ガザ地区およびヨルダン川西岸住民の移動の自由の制限、両地区住民に対する暴力などを強調し、支持者賛同を得ようとするのが特徴である。

それ故、BDS 運動の効果的な対象となるのは、以下のような特徴を持つ企業になる。①その企業のイスラエルでの活動を「占領」や紛争にまつわるデリケートな問題への寄与と結びつけられるか、②国際世論における相手企業のイメージ、およびイスラエル問題に敏感に反応するか、である。

この他、イスラエル以外の国での事業活動を批判されたことが原因で、企業が攻撃の標的になるケースもある。

なお、イスラエルの調査会社 INSS によると、BDS 運動は、世界各地の約 300 の組織を含む分散的ネットワークとして活動しているが、運動の主な活動を担当する安定的な集団は 40 ほどである。このネットワークの活動を調整する組織は、主なボイコット団体をまとめる統括組織であるパレスチナ BDS 全国委員会 (BNC) であり、2007 年にラマッラーで開催された初の BDS 会議で設置された。

2-3. BDS 運動の対象になった事例研究

BDS 運動には、上述のように直接的な運動と、間接的な運動があるが、間接的な方法は、たとえ BDS 運動に賛同した投資組織がイスラエル関連企業への投資を止めると発表しても、保有している株式割合がそれ程大きくないこともあり、株価が大きく下がるなどその効果が計測し難いことである。

よって、BDS 運動の主体は、直接消費者に、イスラエルと関係の深い企業の製品をボイコットするように働きかけることになる。そこで、一般に良く知られる BDS 運動の対象になった過去の事例を挙げ、何故、その会社が BDS 運動の対象になったか、そして、その会社がどの様に対応したか、そしてその結果をまとめる。

下記の事例研究は、イスラエルで営業している外国企業数百社に対して行っている活動を代表するものではなく、大きな反対運動による攻撃の標的として

選ばれた数社を対象とした。BDS 運動はこれら 6 社以外の在イスラエル外国企業に対しても同様の行動を起こしたいと考えているが、それを行うために必要な資金または能力を有していない。BDS 運動はまた、イスラエルで営業している外国企業の場合、イスラエルで得ている利益が BDS 運動のもたらし得る直接的および間接的損害をはるかに上回っているため、BDS 運動が攻撃を仕掛けても痛くもかゆくもない会社が大半を占めることも認識している。それゆえ、BDS 運動はもっぱら、イスラエルで展開している活動の内容のせいで恥をかかせやすい企業を狙うケース、反対活動に外部の参加者を募ることができるケース、狙った企業のビジネスに関する決定に影響を与えられる可能性の高いケースに力を注いでいる。

事例は、G4S 社、Veolia 社、Orange 社、HP 社、Ben and Jerry's 社、日本の販売店の 6 つである。

事例研究 1 : G4S

最初は、BDS 運動が成功したと考えられる英国企業のケースである。

2016 年 12 月、世界最大のセキュリティ会社である英国の G4S が、G4S Israel の持ち株 100%を約 4 億 2,500 万 NIS（ニューイスラエルシュケル）で FIMI Fund に売却すると発表した。同社役員の一部は売却完了までイスラエルに残り、イスラエルに残される唯一の活動はベト・シェメシュの警察学校を FIMI Fund および Shikun & Binui と共同所有するのみとされた。売却の発表時、同社はイスラエルに従業員 6,000 人以上を抱え、年間売上高は約 7 億 5,000 万 NIS だった。売却の発表では BDS キャンペーンについて触れず、同社 CEO のアシュリー・アルマンザ氏は、これはビジネスを考慮したうえでの戦略的判断であると明言した。²⁰

しかし、BDS キャンペーンに対する同社の行動を分析すると、売却を発表するまで同社はイスラエルでの活動をやめるよう圧力をかけていた非政府組織と話し合い、実際に彼らの要求に従って会社の方針を変更していた。この行動から見て、同社は否定しているものの、イスラエルでの全事業を売却するという決断はかなりの部分まで BDS 攻撃による影響を受けたものと判断して良いとみられる。

G4S のケースは明らかに BDS 運動の最も成功したキャンペーンであるだけでなく、会社とボイコット組織の間で対話が行われ、また彼らの要求に応えたから

²⁰ "G4S agrees to sell Israeli unit (G4S がイスラエル警備隊の売却に合意)," Financial Times, 2016 年 12 月 2 日。
<https://www.ft.com/content/5d7f92d8-f558-3513-8ff2-4bb134706547>

とって将来の BDS 攻撃を免れる保証はないことが明らかになったという点で重要なケースである。同社は BDS 組織の当初の要求にすべて応えたものの、BDS 組織はなお、グローバル G4S は占領を支援していると非難し続け、この運動は同社の世界各地での業務にしつこく干渉し続けた。

なぜ G4S は攻撃の標的になったのか？

G4S が BDS キャンペーンの標的となった最大の理由は、イスラエルにおける同社の事業の性質にある。G4S はイスラエルでの活動の性質上、イスラエル・パレスチナ紛争に絡む複数の問題に関与する必要があった。同社はイスラエルにおける 5 つの主要分野²¹に特化した活動の一環として、イスラエルの刑務所に制御システム等のテクノロジー・システムを提供・導入した。この活動が同社の業務とパレスチナの囚人問題と結びつき、BDS 運動に繋がったとみられる。

パレスチナの組織は、G4S が領地内のオフエル刑務所と、パレスチナ人の囚人と抑留者を収容するグリーンライン²²内の他の刑務所および収容所向けにセキュリティ製品を納入・保守していた事実を強調した。また、BDS 運動は同社がイスラエルとヨルダン川西岸およびガザ地区間の検問所に X 線検査の装置を納入、設置したことも強調した。BDS 運動家らは、同社が入植地で業務を行う公共機関と民間企業に治安維持サービスを提供していることを力説した。

G4S のイスラエルでの活動の性質とは別に、同社の国際的地位も BDS 運動にとって恰好の材料だった。G4S に対する BDS 運動は、数々の事件に関与したことで同社の国際的な評価が傷ついた時期に始まった。事業内容そのものに対する批判以外に、G4S は英国政府との多数の契約で不公正な取引を行ったとしても非難された。2014 年 3 月、同社は囚人監視サービスに対して過剰請求したことが発覚し、英国政府に 1 億 9,000 万ポンド返金することを余儀なくされた。²³

2010 年後半には、亡命を求めているアンゴラ出身のジミー・ムベンガ氏を G4S の従業員がアンゴラまで送還する英国航空の機中で拘束しようとした後、同氏が死亡した事件を受け、数多くの市民団体が同社に対し抗議活動を行った。2013 年には同社従業員が南アフリカの刑務所で囚人に過剰な力を行使したことの証

²¹ 同社がイスラエルで展開している事業は(1)テクノロジーを駆使した監視・管理システムを政府機関・オフィスビル・インフラプロジェクトに設置する事業(2)個人顧客対象に上質な警備システムの設置と警備サービスを提供する事業(3)政府機関と民間企業対象のセキュリティーサービス事業(4)ホテル・ショッピングセンター・オフィスビルに監視・管理システムを設置する事業(5)ベト・シメシュに警察大学を共同建設する事業の 5 つの分野にわたっている。

²² 第一次中東戦争(1948-1949)の休戦ライン。

²³ Alistair Osborne, "G4S pays £109m in prisoner tagging settlement (囚人へのタグ付け業務の契約違反に対し、G4S が 1 億 900 万ポンドの和解金の支払いへ)", The Telegraph, 2014 年 3 月 12 日。
<http://www.telegraph.co.uk/finance/newsbysector/supportservices/10693618/G4S-pays-109m-in-prisoner-tagging-settlement.html>.

拠が明らかになり、同社は南アフリカで同国の刑務所での行動に対して批判を浴びた。また、2014年初めには従業員がパプア・ニューギニアの収容所で移民に対し過度な暴力行為を働いたとの告発を受け、同社の評判はさらに打撃を受けた。²⁴

BDSのWebサイトに掲載されているG4Sに対するキャンペーン・プロモーションは、イスラエルにおける同社の活動が招いている不当行為と、労働者の権利の侵害や過度な暴力の行使など、同社が世界中で起こしている不当行為との関連性を強調している。キャンペーン立ち上げ後1つのマイルストーンとなったのが、2012年のInternational Palestinian Prisoner Day後にパレスチナBDS全国委員会率いるパレスチナの12組織がG4Sに対する措置を求める嘆願書に署名したことである。嘆願書に署名した組織は、この行動はパレスチナの理念を促すだけでなく同社の活動により被害を受けた人々とのグローバルな連帯にも寄与すると主張した。²⁶

キャンペーン：特徴と発達

他のケースと同様、攻撃は同社の活動と占領のつながりを強調することから始まった。2011年、Who Profitsという組織がイスラエルでの同社の活動分野とそれらがどう人権侵害の一因になっているかについて詳細な報告書を作成した。この報告書の結果とDanwatchなどの非政府組織により発行された報告書はBDS運動家らにより執拗に宣伝された。イスラエルでの同社の事業に対し非難の矛先を向けた主なメディアはデンマークの報道機関だった。G4Sは英国の会社Securicoとデンマークの会社Group 4 Falckの合併によって設立され、役員はロンドンにいるものの、一般には今でも英国とデンマークの会社と見られている。

こうした批判に応えるべく、G4Sは2011年3月、同社のイスラエルでの活動の法的問題を探るため、国際法の世界的権威であるヤルテ・ラスムッセン(Hjalte Rasmussen)教授に接触した。同社は、ラスムッセン教授の見解によればイスラエルにおける同社の活動は国内法、国際法にいつい違反してないとの結論を発表した。G4Sはまた、企業の責任に取り組んでいるGESなどの会社に

²⁴ Aislinn Laing, "G4S 'tortured inmates' at South African prison as they were 'understaffed'(G4Sが南アフリカで「人手不足」を理由に受刑者を虐待か)", The Telegraph, 2013年10月28日。
<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/africaandindianocean/southafrica/10409477/G4S-tortured-inmates-at-South-African-prison-as-they-were-understaffed.html>

²⁵ Jonathan Pearlman, "G4S staff accused of attacking inmates at Papua New Guinea detention center (G4S従業員がパプアニューギニア収容所で囚人を攻撃したとして告訴される)", The Telegraph, 2014年2月20日。
<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/australiaandthepacific/australia/10651647/G4s-staff-accused-of-attacking-inmates-at-Papua-New-Guinea-detention-centre.html>

²⁶ <https://bdsmovement.net/g4s-timeline>

も、自社の活動を評価してもらうため接触したと発表した。G4Sによると、これら報告書は同社役員に、領地内で民間企業と実施している事業は差別をもたらさず、これらサービスの提供は経歴にかかわらず基本的に社会のあらゆるメンバーの安全に資することを明確にしたという。しかしながら、同社は倫理基準に適合した活動を行うため、ヨルダン川西岸の検問所、刑務所、警察署にセキュリティ機器を提供する多数の請負契約から撤退する意向を表明した。²⁷

この声明を発表した結果、同社にはさらなる攻撃が加えられ、デンマークの法律尊重主義者らはラスムッセン教授の報告書に示された意見を非難するとともに、同教授の法律家としての資質に疑問を投げかけた。BDS 運動家は G4S との契約を更新しない意志を宣言すべく、大学や教会、労働組合でさまざまな活動を行った。BDS キャンペーンは同社に対する市民団体主催の他のキャンペーンと並行して行われたため、多数の企業や団体が G4S との契約を更新しない決断を下したことに BDS 運動がどの程度影響したのか、BDS 運動の効果だけを切り離して判断するのは難しい。同時に、学生自治体と非政府組織が同社との関係を終了する理由として同社が「占領」に手を貸したためだと具体的に指摘したケースも多数ある。

同社に対する批判は政界にも広がった。G4S がこの問題について最初の公式声明を出した同じ月、欧州議会の 28 人のメンバーが議長に対して、欧州議会と G4S との間の警備サービスの契約をキャンセルするよう求めた。²⁸ BDS 運動は 2012 年、欧州議会と G4S が契約を更新しなかったことをその書簡と関連付けた。しかし、議会のメンバーが書簡を送る 1 年ほど前にすでに交渉が始まっていて、交渉価格も G4S より低かったライバル企業に契約を与える決断を下したのは、本当にその書簡や BDS キャンペーンと関係あるのか定かでない。

2012 年 4 月、G4S は領地における同社の活動を監視してきた非政府組織 UN Association と約 1 年間にわたって対話を続けてきたと発表した。この対話と UN Association の意見を考慮し、G4S はヨルダン川西岸での活動に関連した数々の契約を打ち切ると発表した。同社は 2013 年には、オフエル (Ofel) 刑務所、ヨルダン川西岸の検問所と警察本部へのサービス提供について、2015 年末に終了した時点で契約を更新しないことを確約した。発表後、BDS の Web サイトには G4S に対する圧力を高めるよう求める声明が掲載された。BDS 組織は、たとえ同社が約束を守っても、パレスチナの囚人の権利を侵害するサービスを提供し続けている以上、同社に対するキャンペーンを続けると明言した。

2014 年 5 月、慈善基金団体のビル&メリンダ・ゲイツ財団と同財団の民間投資

²⁷ <https://corporateoccupation.files.wordpress.com/2011/03/g4s-israel-statement-march-11-1-1.pdf>

²⁸ 政治組織が BDS の反対運動に関与したもう一つの大きな事例は、2015 年 11 月に英国労働党が G4S と締結した契約の解除を決めた事件である。

会社は、G4S の持ち株比率を投資家が大量保有報告書の提出を義務付けられる 3% 未満まで減らすと発表した。ゲイツ財団はその決断に至った理由を明らかにしていないが、ほとんどの報告書は、考えられる理由として G4S に対する BDS キャンペーンやその他の批判を挙げた。²⁹ BDS の Web サイトは、株式売却の発表について、反 G4S キャンペーンにおけるもう 1 つの勝利だと称賛した。

2014 年 7 月、企業を対象とする人権規制を施行する英国の規制機関（UK National Contact Point for the OECD Guidelines for Multinational Enterprises : OECD 多国籍企業行動指針のための連絡窓口 : 通称 NCP）が、ヨルダン川西岸とイスラエルにおける G4S の活動を調査し始めた。調査開始後、パレスチナ人権弁護団（Lawyers for Palestinian Human Rights : LPHR）というパレスチナの組織から告訴状が提出された。調査が立ち上げられたという事実はまさに BDS 運動にとって大きな成果だった。というのも、同運動の目標を達成するため正式な専門家団体を巻き込む形で法的手続きを行うことができたからである。

調査発表から数日後、G4S は年次株主総会を開催した。総会中、出席のため株を購入した数名の BDS 運動家が同社は世界中で人権を侵害していると抗議した。彼らは総会を妨害したとして強制的に排除された。2013 年の確約に関する抗議者の質問に対し、同社 CEO は会社の立場に変わりはなく契約は終了とし、更新しないと答えた。さらに、同氏は 2017 年の終了後はイスラエルの全囚人に対するサービス提供契約を更新しないと初めて発表した。³⁰

BDS 組織はこの決定を歓迎したが、これは闘いの中の 1 つのマイルストーンにすぎず、G4S に対する戦いは「占領軍やイスラエルの犯罪」を支援する契約をすべて終了するまで終わらないと指摘した。

17 カ月に及ぶ調査の後、2015 年 6 月に NCP は最終報告書をリリースした。報告書は同社が人権侵害に積極的に寄与したとする訴えを退けた。「英国の NCP は同社が被害者とされる人々の人権をまったく尊重していない、あるいは同社事業に関して人権の尊重を怠っているとは考えていない」。³¹

事業活動に起因する人権侵害を精査する専門家団体である NCP の報告書は、イスラエルにおける事業活動と国際法違反を結び付ける法的根拠の薄さを示す明白な証拠である。とはいえ、法的主張に頼って議論を形成しようとする自体、たとえ NCP などの組織が真剣に検討した結果不当だと判断した場合でも、

²⁹ <http://www.pcusa.org/news/2014/6/21/slim-margin-assembly-approves-divestment-three/>

³⁰ TheMarker, "Because of the BDS? The largest security company in the world is leaving Israel (BDS が原因か? 世界最大の警備会社がイスラエルから撤退)", 2016 年 3 月 3 日。
<https://www.themarket.com/wallstreet/1.2878209> [ヘブライ語]

³¹

<http://www.g4s.com/en/media%20centre/news/2015/06/09/oecd%20final%20statement%20on%20g4s%20activities%20in%20israel>

BDS にとってはその主張を専門家の手で検証したものとして提示することはできない。法的手続きの開始から結論の公開まで、BDS 運動家は同社の法的行為を継続的に精査し続けているとの事実を強調している。

2016 年 3 月、G4S はイスラエルでの業務を終了する意向を発表した。売却は 2017 年に完了し、ベト・シュメシュで共同保有する警察学校以外イスラエルではなんの事業も行っていないにもかかわらず、BDS 運動は世界中で同社の活動を妨害しようとし続けた。BDS の Web サイトは同社がイスラエルの警察に貢献していることを強調し、いまだに植民地占領政権に協力し続けていると断じている。BDS 運動家は最近、彼らの戦いの結果レバノン、ヨルダン、中南米諸国で G4S の契約を阻止できたと自賛した。

2014 年 10 月、クウェートの貿易省が G4S に対し、同領地での活動をやめない限りクウェートでの業務を行うためのライセンスを失効させると警告した。³² 2016 年 7 月、G4S はクウェート国際空港の警備増強に向けてクウェート内務省と 1,700 万ポンドの契約を締結した。³³ 契約締結後、クウェート内務大臣は記者会見で、G4S はイスラエルとなんのつながりもなく、イスラエルに支社を持っている会社でもないと語った。³⁴ この声明は、G4S がイスラエルから撤退するとの発表が行われてから、出口戦略の最終案が策定される前までの間に出されたものである。クウェートと G4S の契約が締結された数日前の 2016 年 6 月 28 日、クウェートの公的社会保障機関 (Public Institution for Social Security : PIFSS) は G4S からの資金引き揚げを決定した。³⁵

結論

1. G4S がキャンペーンを主導した非政府組織との対話に乗らなかったらこのケースがどう発展していたかわからない。しかし、BDS 団体と対話しても彼らからの圧力が弱まることはないことは窺える。対照的に、G4S が BDS のいくつかの要求に応えたと発表したにもかかわらず同社に対する圧力は高まる一方だった。G4S のさまざまな決断を称賛しつつ不十分だとする団体や、会社側の発表はイスラエルの占領と完全に縁を切るべきだとする要求に応えるのを回避するための手段にすぎないと批判する団体もあ

³² Ariel Ben Solomon, "Kuwait bolsters secondary boycott of Israel(クウェートがイスラエルの二次ボイコットを支持)", Jerusalem Post, 2014 年 10 月 24 日。 <http://www.jpost.com/Middle-East/Kuwait-bolsters-secondary-boycott-of-Israel-379710>

³³ <http://www.g4s.com/en/media-centre/news/2016/07/08/g4s-awarded-kuwait-airport>

³⁴ <https://www.kuna.net.kw/ArticleDetails.aspx?id=2509444&Language=en>

³⁵ <https://nsnbc.me/2016/06/28/kuwaits-pifss-divests-from-g4s-over-palestine/>

- った。同社がイスラエルを去り当初の要求にすべて応えたあとでさえ、新たな要求や告発がなされ、同社に対するキャンペーンは継続された。
2. イスラエルでの同社の活動の性質とその他の問題に対する幅広い批判の結果、領地内での同社事業に対する批判は勢いを増し、いわゆる BDS キャンペーンの範疇を超えて広がった。前のパラグラフとは異なり、このケースでは同社はなんらかの方法で対処せざるをえない多くの状況に直面した（例えば、G4S は NCP の調査開始を無視することはできなかった）。しかし、前述のとおり、同社にとっては BDS 組織と対話するより正式な法的機関への対応に努力を傾ける方が望ましかったと考えるのが妥当である。
 3. イスラエルで業務を行う、もしくはイスラエルでの業務を検討中の別の外国企業の活動が、BDS 同盟に加わっていない組織から同様の非難を招くとは考えにくい。
 4. G4S が要求した法的見解、そしてさらに重要なこととして NCP の見解は、G4S の活動は国際法に違反していないという明快な結論だった。これは G4S の活動の性質から見て重要な結論である。このため、たとえ同社がヨルダン川西岸の治安部隊にサービスを提供しているとはいえ、領地における同社の活動が国際法に違反しているとの主張を支える法的議論はない。G4S に対するこの主張が有効でないなら、G4S とは対照的にイスラエル・パレスチナ紛争に関係するセンシティブな問題のどれにも抵触していない他の企業の場合も有効でないと考えるのが妥当である。
 5. このケースは、BDS 運動がその活動を誇張し、自身の努力の結果ではない勝利を主張する傾向があることを示している。BDS 運動の活動家が挙げる、伝説的なステータスを得た最も有名な勝利のいくつかは、必ずしも BDS キャンペーンの成果ではなかった。度重なる年次株主総会の混乱や役員会の外で行われたデモに関わったのは 20 人程度である。つまり、BDS の視点から見て、キャンペーンが成功したケースでさえ、この運動が大規模な参加者が集まる一般的なデモまで発展するのは難しいということである。大量の参加者を引き寄せて店舗や工場の外で継続的な抗議活動を組織化するだけの能力はかなり限られていると結論付けられる。

事例研究 2 : Veolia

本件は、フランス企業連合に対する成功例である。

2007 年 10 月、パレスチナ解放機構 (Palestinian Liberation Association :

PL0) とフランス・パレスチナ連帯機構 (France Palestine Solidarité Organization) の2つの非政府組織が、フランスで Veolia Transport、Alstom、Alstom Transport の各社に対し訴訟を起こした。訴えは、エルサレムでライトレール・システムを建設、運用するためイスラエル政府と契約を交わしたフランスのインフラ・輸送大手によるパートナーシップは、計画している路線の1つが東エルサレムの領地を通ることから国際法に違反するというものだった。この問題の裁定を下す権限について複雑な議論を経たのち、2013年3月22日、ベルサイユ控訴裁判所は訴えを退けたどころか、パレスチナの2組織に対し、3社それぞれに訴訟費用として3万ユーロを支払うよう命じた。³⁶

32 ページに及ぶ判決は、結局のところ第4 ハーグ条約は企業に適用されないことから、ライトレール・プロジェクトにおけるフランス企業の参加は国際法に違反しないというものだった。判決はさらに、第4 ハーグ条約では占領国は非占領地の居住者の福祉に配慮でき、またそうすべきだ定めている事実を強調した。したがって、たとえイスラエルが東エルサレムを統治している占領国だと考えられるとしても、東エルサレムの住民にとっても有益な交通インフラを開発することは国際法に違反しない。

こうした考えに基づく判決は、占領地で事業を行っている企業は国際法に違反しているという主張の信頼性と法的効力を消失させたため、長期的に BDS 運動を弱体化させるものである。そうはいえ、判決文を読むと、裁判費用の補償も含め法律上は敗北であったが、2つの組織の視点から見て価値あるものでもあった。つまり、裁判所は2組織の主張を退けたものの、訴訟手続きそのものと最終的な判決は、Veolia に対する BDS 組織とその賛同者へ影響力を与えた。訴訟の提起はより広範なキャンペーンに向けた出発点であり、訴訟が却下されたのは Veolia がすでにプロジェクトの運営会社として代わりの会社を探すための対策を講じ、同社がライトレールを譲受する CityPass コンソーシアムの持ち株を全部売却したいと発表した2年半後であった。これらの決定はフランスの裁判所が、パレスチナの組織が提出した訴状を裁定する権限を有すると発表してから約2か月ほど経過した2009年に下された。

同社が BDS の攻撃対象となった理由とキャンペーンの特徴

このケースでも、BDS 運動はイスラエル・パレスチナ紛争における最も微妙な問題の1つである東エルサレム情勢に結び付けやすい活動を行っていた会社を標的にした。同社が標的になったのはエルサレムでのライトレール・プロジェクト以外にも、ヨルダン川西岸を通る複数のバス路線を運行させていたことと、入

³⁶ Business & Human Rights Resource Center, <https://business-humanrights.org/en/veolia-alstom-lawsuit-re-jerusalem-rail-project>

植者のための埋立地を運営していたためである。

BDS 運動家は領地での同社の活動を、同社のグローバル・エグゼクティブ、ならびにヨーロッパの数か国や米国、オーストラリアのローカル・エグゼクティブに対して圧力をかけるための口実として頻繁に持ち出した。BDS 運動家は同社のオフィス前で数多くのデモを催し、グローバルおよびローカル・エグゼクティブと直接話し合おうとした。このケースでもデモは大規模なものではなかった。BDS 運動家は同社エグゼクティブに対する圧力を高めようとしただけでなく、金融機関に同社株を売却するよう説得しようとした。2006 年、キャンペーンが勢いづく前から、デンマークの中堅銀行 ASN はライトレール・プロジェクトへの関与を理由に Veolia の株式を売却することを発表した。³⁷ この点でキャンペーンの最大の成果は、2012 年にスウェーデンの年金基金の倫理委員会がライトレール・プロジェクトに関与していることを理由に Veolia と Alstom の株式に投資しないよう指示したことである。³⁸

このキャンペーンは、Veolia が 2008 年の金融危機により財務圧力を受け、他の企業の金融資産と同様、Veolia の株式および社債価格もヨーロッパにおける金融危機を背景に下落していた最中に起こったことを指摘しておきたい。BDS キャンペーンは同社にとって最も都合の悪いタイミングで活発化したが、金融分野での BDS 運動は同社の債務危機にごくわずかな影響をしか及ぼさなかった。BDS 組織は同社の社債価格急落を自らの功績にしようとしたが、同社の資産売却に対する要求は、ヨーロッパにおける金融危機の結果、債務が 2011 年に約 152 億ドルに達した同社にはほとんど影響なかった。³⁹

BDS 組織が比較的大きな成功を遂げた分野としてはもう 1 つ、多数の BDS 組織がヨーロッパの地方自治体に対し、同社と交通やインフラサービスの入札競争に参加させないよう圧力をかけたことがある。⁴⁰ このやり方が大きな成果を挙げたのが、2008 年に同社がストックホルムで約 35 億ドル相当の入札を失った時である。BDS 運動が入札からの排除にどのような役割を果たしたのかをはっきりと判断するのは難しいが、メディアの話では入札の背後には東エルサレムにおける同社の活動があったとされており、同社は何度か東エルサレムでの活動を

³⁷ Miron Rappaport, "A Dutch bank will not invest in the train in Jerusalem because of the settlements (オランダ系銀行が入植地問題を理由に、エルサレムの鉄道建設への投資を中止)", Walla, 2003 年 12 月 3 日, <https://news.walla.co.il/item/1017806> [ヘブライ語]

³⁸ Michal Perl, "The Israel boycott organizations have changed location: the ethics committees instead of demonstrations (イスラエルをボイコットする組織がデモから倫理委員会に戦場を変更)", Calcalist, 2015 年 2 月 25 日, <https://www.calcalist.co.il/local/articles/0,7340,L-3653238,00.html> [ヘブライ語]

³⁹ Avi Barel, "The French Veolia company is selling its transportation activity in Israel (フランス系企業ヴェオリアがイスラエルの運送事業を売却へ)" TheMarker, 2011 年 12 月 9 日, <https://www.themarker.com/dynamo/1.1587327> [ヘブライ語]

⁴⁰ EU 法令により、地方自治体および地域政府は、倫理基準に違反する事業活動に関与する企業の法的効力を取り消す権限を有する。

正当化する必要があった。英国では市議会議員が同社を東エルサレムでの活動を理由に自治体の入札資格を取り消すかどうか問題を提起した際、多くの自治体が同社に似たような圧力をかけた。⁴¹

BDS 運動の効果

2009 年、ライトレールの Red Line の独占的な事業者とされていた Veolia は、同路線の運営会社の持ち株と CityPass コンソーシアムの持ち株（5%）を売却することを決めた。この決定から、フランスの裁判所が訴状とストックホルムでの入札排除を議論する決定まで時間的に近かったことから、BDS 運動がプロジェクトから撤退する決定に影響を与えた可能性はある。

イスラエルの Veolia で CEO を務めたアーノン・フィッシュベイン（Arnon Fishbein）氏は 2012 年に TheMarker とのインタビューで、政治的圧力がプロジェクトから撤退する決定に影響を与えたかどうか聞かれた際、「Veolia の社内ではこのプロジェクトのせいで数多くの契約を取り損ねたと考える人たちが多かったためプレッシャーを感じたが、私たちは途中で契約を諦めることはなく、売却で相当のキャピタルゲインを得た」と答えている。フィッシュベイン氏はまた、イスラエルで同社の他の活動を諦めるつもりはなく、「まだ何年も留まってここに数十億シェケルを投資し、世界中の企業が金融危機の間に行っているように中核事業に専念するつもりだ」と語った。⁴²

こうした発言はさまざまな BDS 組織の Web サイトで強調され、入札条件の都合上プロジェクトから即座に撤退することはできないにもかかわらず、すべての組織に同社への圧力を続けるよう協力を求めた。ライトレールの事業者はライトレールの経営に少なくとも 5 年間の経験を持っていなければならないという入札条件は、同社が 2009 年に Dan、また 2010 年に Egged と合意した株式売却の合意を履行するうえで問題となった。2015 年 8 月、同社はようやく自社株とライトレール運営会社の持ち株売却を完了した。⁴³

輸送業以外にも、Veolia はイスラエルに脱塩施設、廃棄物の埋立地、環境保護サービスなどさまざまなセクターで活動する約 20 の子会社を保有していた。BDS 運動が本格化し始めると、ほとんどすべてはグリーンライン内で行われたこ

⁴¹ Omri Maniv, "Because of pro-Palestinian pressure: Veolia is abandoning the light rail (親パレスチナ関係者の圧力により、ヴェオリアがライトレールプロジェクトを断念)" Zman Yerushayim, 2011 年 2 月 20 日。
<https://news.walla.co.il/item/1017806> [ヘブライ語]

⁴² Avi Barel, "CEO of Veolia: In this way, environmental businesses will become the fastest growing industry in Israel (ヴェオリア CEO が語る一環境事業はこうしてイスラエルで最も速く成長する産業になる)," TheMarker, 2012 年 1 月 16 日。
<https://www.themarker.com/dynamo/1.1618171> [ヘブライ語]

⁴³ 世界企業ヴェオリアは合理化プログラムの一環として、また金融危機の発生を受け、輸送・交通事業部門をフランス系企業トランスデブ社と合併させた。ライトレールの持分の売却完了日から、合併による新会社の名称は「トランスデブ」となる。

れら活動は BDS の Web サイトに違法行為として掲載された。

そして実際、グローバル Veolia は 2015 年 4 月に Viola Israel の経営権を国際的な投資ファンド Oaktree に売却するまで、イスラエルにある同社子会社の持ち株を減らし始めた。ライトレール・プロジェクトの株式売却とは対照的に、BDS キャンペーンは Veolia が 2011 年に採択した世界戦略の一部であったイスラエルの持ち株を売却する決定には大きな影響を与えなかった。同社は損失を最小限に食い止めるため、2011 年にグローバルな合理化プログラムを発表し、それまで事業活動していた 77 カ国のうち 40 カ国で活動を終了するとした。同社は前述したとおり事業を売却するまで多数の子会社を他社と合併させることでイスラエルでの損失を削減しようとした。

結論

1. Veolia のライトレール・プロジェクトからの撤退を通して、イスラエルの権力者は領地内におけるインフラ関連の入札に外国企業を参加させることがいかに難しいかを痛感した。にもかかわらず、BDS 運動の結果、2013 年にフランスの裁判所で下された判決は、イスラエルがこの種の入札に対応し領地におけるインフラ事業の合法性を主張するうえで役立った。そのうちの 1 社、Alstom は、前述のとおり、2007 年に BDS から Veolia と一緒に提訴された。
2. 訴訟の対象は Veolia と Alstom だけだったが、キャンペーンの矛先は主に Veolia に向けられた。理由としては、Veolia が 2009 年にプロジェクトを断念すると発表したのに対し、Alstom は法定で争う姿勢を見せ続けたためと考えることができる。ここでも、企業が BDS の訴えに応じるとさらなる攻撃を招くことがわかる。また、同社の困難な財務状況も攻撃を招きやすかったと考えられる。今日、BDS の Web サイトでは同社が違法な活動には関与していなかったことを認めているものの、「植民地主義者」のプロジェクトに貢献したという根拠はすでに事実として確立しており、同社に対する監視は続けると強調した。BDS 組織はまた、同社は他の地域で人権を侵害しており、BDS 運動は引き続き人権団体と連帯して取り組んでいくとも述べている。
3. 同社が国際的なファンドに持ち株を売却したという事実は、イスラエルが海外への直接投資先として魅力的だというさらなる証拠である。
4. 世界各国でイスラエルのボイコットを禁じる法律が可決する前まで行われていた反 Veolia キャンペーンを今繰り返すのは非常に難しくなっている。

る。英国の市議会議員など、BDS 組織と協力していることを宣言した議員らが、今日では外国企業への反対はイスラエルのボイコットを掲げる組織との協力に基づくと明言しない、と考えるのが妥当である。

事例研究 3 : Orange 社

本件は、フランス企業のブランドを使用したイスラエル企業の例である。

1998 年の活動開始から 2016 年まで、イスラエルで第 2 位の大手携帯電話会社であるイスラエル企業パートナー社は、フランスの大手通信会社オレンジ社のブランド名で活動していた。世界各国における他のオレンジ社事業契約とは異なり、パートナー社がオレンジ社の子会社だったことはなく、両社の主たる関係はパートナー社がオレンジ社ブランドの使用権をロイヤリティをとして支払うことだった。とはいえ、イスラエルの携帯電話利用者にとってこの 2 社は密接なつながりを持ち、イスラエルのほとんどの国民にとって、2015 年 6 月まではどっちがイスラエルの会社でどっちが巨大多国籍企業か区別するのが難しかった。

この状況はオレンジ社の CEO が記者会見でイスラエル企業パートナー社との関係を終了したい意向を表明してからの一連の出来事により突如として変わった。もし今イスラエル人にオレンジ社はどういう会社か尋ねたら、多くの人は 2016 年に BDS 運動の結果イスラエルから撤退したフランス企業と答えるはずである。当事例では、こうした考え方には根拠があるとはいえ必ずしも正確ではないことを説明する。

BDS 運動家が 2010 年にオレンジ社に対するキャンペーンを始め、彼らの活動がパートナー社とオレンジ社のビジネス関係終了につながる一連の出来事を招いたとはいえ、イスラエルでの活動に対しオレンジ社を非難する報告書が公表されてから 1 か月後に同社 CEO がエジプトを訪問していなければ、パートナー社とオレンジ社の関係がこれほど早く終わることがなく、またイスラエル人により BDS 成功の結果として記憶されることもなかった可能性がある。

経緯

フランスの大手通信会社であるオレンジ社は、2015 年 6 月 3 日カイロにおいて、エジプト支社の長期計画発表を目的とした記者会見を行った。その中で、オレンジ社最高経営責任者 (CEO) であるステファン・リシャル氏は、パートナー社によるオレンジ社ブランドの使用を懸念するエジプト人ジャーナリストからの質問に答える形で、同社がイスラエルから自社ブランドを可及的速やかに

撤退する計画をしていることを明らかにした。「私は明日の朝にでも契約をやめる準備がありますが、問題は法的問題から会社を守る必要があることです。もう一度言いますが、私はこの契約をすぐにでも終了させたいが、オレンジ社を高いリスクや会社に深刻な影響を与えかねないペナルティから守りたいのです。」⁴⁴

リシャールがこう発言したのは、イスラエルでのオレンジブランド利用のライセンス契約をもう 10 年延長するという契約書内容の変更を、パートナー社がテルアビブ証券取引所に報告して 2 か月もたない時期であった。⁴⁵ なぜ両社の契約が更新されたのかを尋ねられた会長は、これは契約更新ではなく、どちらかと言うと契約終了日を含める一般的な変更で、オレンジ社が将来的にイスラエルにおいて法的に問題なく契約終了できるようにするためであると述べた。リシャールは、イスラエルでの活動に対してアラブ世界が敏感であることには気付いていたが、法的な要因によりイスラエルとの関係を即断ち切ることを避けたと主張した。

この件がニュースになるとすぐに、イスラエルの政財界の大物のみならず、世界中の政財界の有力者たちがオレンジ社に対し強い批判の声をあげた。イスラエルの首相と大統領はフランス政府に対してリシャールの発言から距離をおくよう要求し、そのためフランス外相は、政府はイスラエルのボイコットに反対しているが、オレンジ社には自社の事業方針を独自に決定する自由があるとするフランス政府の立場を何度も繰り返し発言することとなった。⁴⁶ 自身の発言の影響度や、それにより発生した相次ぐ批判⁴⁷について正確に評価していなかったリシャールは、記者会見の 3 日後に謝罪した。オレンジ社の広報担当者による承認を受け通信社に送った電子メールの中で会長は、「イスラエル、またはその他世界中のどこであっても、オレンジ社はどのような形のボイコットも支援しない」と記している。⁴⁸

リシャールはさらに、彼の発言の裏にあるビジネス的な意図を説明しようとした。「ブランド使用の決定は、世界中でそうであるように、わが社のブランド戦略によってのみ左右されています。ここではっきりと申し上げたいのは、オレ

⁴⁴ Brian Rohan, "Orange would cut Israel link if not for risk of penalties (罰則のリスクがなければ、オレンジはイスラエルとの関係を断つだろう)" The Jakarta Post, 2015 年 6 月 4 日。

⁴⁵ 報告されている修正箇所には、「パートナーのみが実施許諾契約を解除する選択肢を有する」としたパラグラフなどがある。

⁴⁶ Reuters Staff, "CEO says Orange 'in Israel to stay(オレンジはイスラエル事業を継続すると CEO が発表)," Reuters, 2015 年 6 月 3 日。 <https://www.reuters.com/article/us-orange-israel-test/ceo-says-orange-in-israel-to-stay-idUSKBN00M0TN20150606>

⁴⁷ リチャードは滞在中に受けた Calcalist 紙のインタビューで、自身の発言に対する反応の激しさに驚いていると述べた。Ran Abramson, "CEO of Orange repents for his sin: 'I incorrectly estimated the sensitivity of the matter, I made a mistake(オレンジ社 CEO がミスを後悔。「問題のデリケートさを過小評価してミスを犯した」と語る)", Calcalist, 2016 年 9 月 17 日。[ヘブライ語]

⁴⁸ Reuters Staff, "CEO says Orange 'in Israel to …(CEO がオレンジ社のイスラエル事業の今後について…)"

レンジ社グループはイスラエルに残るといことです。私どものグループ方針では、我々が運営しない場合はブランドのライセンス許諾をしないことになっています。世界中において、そのようにしていない国は一つもありません。ですから、イスラエルだけが例外ということはありません。我々は自分たちのブランドをコントロールしたいのです。」⁴⁹

2015年6月12日に開催された、イスラエルの首相とリシャールの会議の中で、同様の発言がされている。

これらの謝罪にも拘わらず、リシャールの発言を受け、パートナー社はオレンジ社との協定の終了を希望した。記者会見後4週間未満の2015年6月30日、両社の間でオレンジ社はオレンジブランドの使用を中止するという合意に至った。この契約書には、パートナー社は契約書に署名後すぐに4,000万ユーロを、そしてパートナー社がオレンジブランドの使用を中止した際には賠償金として追加で5,000万ドルを受け取ると記載されている。⁵⁰ 2016年2月、パートナー社は1988年の創立以来使用を続けてきたオレンジブランドの使用を中止し、今後は新たなブランドを使用すると発表した。オレンジ社が実際にパートナー社との契約を打ち切りたかった可能性があることは確実だが、イスラエルのオレンジブランドに傷をつけた記者会見が原因となり、ブランド使用の即時終了の要請はパートナー社から提示された。

記者会見から始まり両社間の契約終了で終わった一連の出来事は、ボイコット問題に直接関連し、且つその影響を否定する不明瞭な謝罪と同様に、この出来事が制御不能に陥った可能性を裏付けている。リシャールの発言はBDS(ボイコット、資本の引き揚げ、制裁)の事象を調査する長期的な戦略プロセスに従ったものではなかったようである。仮にそのようなプロセスが行われたとしても、記者会見の2か月前にパートナー社にもう10年追加でブランドの使用を認める契約を承認した同社が、CEOの発言が巻き起こすであろう騒動に気付いていなかったことをこうした経緯は示している。パートナー社との協定とは別に、オレンジ社はオレンジ社のニーズを満たすイスラエルの技術を発掘する団体(現イスラエルイノベーションオーソリティ)と契約し、資金参加していることは注目に値する。⁵¹

言い換えれば、このケースはCEOの失言に起因すると考えられ、実際リシャ

⁴⁹ 同上。

⁵⁰ 協定の詳細については次のURLを参照：<https://www.orange.com/en/Press-Room/press-releases/press-releases-2015/Orange-and-Partner-Communications-announce-a-new-framework-agreement-for-their-relationship>

⁵¹ Ran Abramson, "The move by global Orange: an incident that got out of hand?(世界企業オレンジ社の動きは、ひとつの出来事が手に負えない状態になったせいかな?)", Calcalist, 2015年6月4日。<https://www.calcalist.co.il/local/articles/0,7340,L-3661013,00.html> [ヘブライ語]

ールは様々な場面でこうした発言をしなければ良かったと述べている。しかし、例えそれが失言であっても、またはエジプトの聴衆を満足させるために意図せず述べた声明であっても、リシャールがこの記者会見以前から、同社のイスラエルでの活動に対する批判に影響を受けていたと推測するのが妥当であろう。同社のイスラエルでの活動に対する批判が、どのように発言の趣旨に影響を与えたかを示す鍵は、CEOがイスラエルでの活動で会社が得られる収益とその活動について説明をする負担について言及した中にある。「もし一方でそれだけの額を受け取り、もう一方ではこれについて説明をし、解決策を模索するために私たちが費やした時間、そしてここだけでなくフランスにおいても取り組まなければならない影響を考慮すると、間違いなく非常に悪い取引です。」⁵²

記者会見の数週間前、5月にフランスで発行されたイスラエルにおける同社の活動を批判する内容の報告書がメディアに露出した結果、オレンジ社は実際にイスラエルでの経営について説明をしなければならなかった。報告書は7つの組織が合同で発行したもので、そのうちの2つはパレスチナ問題を啓発する組織で、非合法化論を推進することで知られており、その他は確立されたフランスの組織と国際組織で、対イスラエル批判で知られている。⁵³ この種類の報告書は、新聞の見出しを長期にわたって独占することがなく、もし報告書が記者会見の前後数か月間公開されず、かつメディアの注目が沈静化されていたなら、問題がこれほど大きくなることはなかっただろう。

なぜオレンジ社は攻撃の標的となったのか？

オレンジ社とパートナー社との繋がり、基本的には次の3つの要因によってBDS組織による効果的な活動の標的と認識された。1. この携帯電話会社の通信インフラがヨルダン川西岸地区に位置していた。2. 同社がこの地域の住民に携帯電話サービスを提供している。3. 他の携帯電話会社と同じく兵士にサービスを提供している。2014年ガザで起こったイスラエルとハマスの戦争で、戦闘に参加した2つの陸軍部隊がオレンジ社の製品を採用したため、オレンジ社は戦争行為に貢献したと様々なパレスチナ組織は主張している。さらに、ガザ地区で戦う兵士の士気を上げるために、オレンジ社は前線にいる兵士の支払いを免除し、バッテリーやその他のアクセサリーを提供したと様々な組織が主張している。

⁵² Brian Rohan, "Orange would cut Israel link... (オレンジ社はイスラエルとの関係を断つだろう...)"

⁵³ このパレスチナ系組織はラマッラーを本拠として活動するアル=ハクである。パレスチナの主張をフランスに普及させることを目指す組織は「フランス=パレスチナ連帯協会 (France-Palestinian Solidarity Association)」である。フランスの5組織とは、「CCFD (Terre Solidaire Catholic Committee against Hunger and for Development [飢餓対策と開発のためのカトリック委員会世界連合])」、「CGT (General Confederation of Labour [フランス労働総同盟])」、「FIDH (International Federation for Human Rights [国際人権連盟])」、「LDH (Human Rights League [人権連盟])」、「Union Syndicale SOLIDAIRES (労働組合連合会)」を指す。

またこの件に関して、キャンペーンは視覚的なメッセージに基づいており、BDSのウェブサイトにはオレンジ社ブランドのついた車が兵士たちに製品を配っている写真と共に、吹き飛ばされた建物を背景にしたガザの子供たちの写真を数枚掲載している。

フランスのパレスチナ企業からのオレンジ社に対する苦情は、2010年から挙げられ始めた。多くの組織はパートナー社とその親会社であるフランステレコム幹部との面会も果たしている。苦情に対する同社の代表たちの反応は法的な側面に集中しており、彼らは契約終了日の記載がない利権協定を元にした取決め解除に関わる法的な難しさを説明した。加えて、国家とは対照的に企業は国際法の対象とはならないため、オレンジ社の活動は国際法に違反しないと代表らは説明した。⁵⁴

その他のケースでは、BDSの苦情に対するオレンジ社の公的な対応が、どのようにして同社に圧力をかけようとするBDS運動家の取り組みをあおる原動力となるかをみることができる。その根拠は2015年5月に発行された報告書の中で見つけることができる。報告書ではオレンジ社と公的に接触するための取り組みの詳細が記述され、なぜ同社が示した対応に満足できないのかと並んで、どのようにして更なる圧力へと繋がったのかが説明されている。報告書の著者らは、パートナー社に対する提言の中で、オレンジ社はパートナー社が地域での活動を終了するよう説得できておらず、パートナー社との協力の停止と入植の拡大に加担しないと公的に発表するよう期待すると強調している。⁵⁵ もしBDS運動の要求を受け入れる発言をすれば、ボイコット運動への協力禁止を法案化した国々で訴訟を起こされる恐れがでてくるため、オレンジ社はもちろんそのような要求に応えることはできなかった。

なぜこの報告書を作成した組織が2015年5月に彼らとオレンジ社双方の代表が行った会議に不満足であったのかは、オレンジ社が要求を満たす力がないこ

⁵⁴ 人権問題を国際法に含めるか否かは注目を集めているテーマであり、学会や法曹界で議論的になっている。その一方で、人権と多国籍企業の問題に関する国連事務総長特別代表ジョン・ラギー氏をはじめとする様々な国際機関関係者が、企業は国際法の適用を受けないという立場を示していることは言うておかねばならない。本報告書の第55段落には「尊重する『責務』ではなく『責任』という言葉を使用することで、人権を尊重することは、現行の国際的人権法が企業全般に直接課す義務ではないこと、ただし人権を構成する要素は国内法に反映される場合があることを示そうとしている。

参照文献：ジョン・ラギー，人権委員会。Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises (人権と多国籍企業およびその他の問題に関する事務総長特別代表の報告書)，2010年4月9日。http://www2.ohchr.org/english/issues/trans_corporations/docs/A-HRC-14-27.pdf

⁵⁵ Bernard Pinaud et al., "Orange Dangerous Liaisons in the Occupied Palestinian Territory (オレンジ社がパレスチナ自治区に持つ危険な関係)" (パリ: 2015年5月), pp. 33-36.

とで説明がつく。組織の代表らは、繰り返し要請していたオレンジ社幹部との会議がやっと実現したことは嬉しく思うが、オレンジ社の姿勢には不満足であると述べた。会議の中でオレンジ社の代表は、CEO がカイロで発言した内容と同様に、オレンジ社とパートナー社の協定の更新についてのニュースは契約書の修正に関する事で、それにより契約に期限を設けて協定を 10 年以内に終わらせることを可能にするだろうと発言した。この発言に組織の代表は満足することではなく、入植地でのパートナー社の活動に起因する人権侵害を明確に非難するようオレンジ社に繰り返し要求した。

フランス政府への質問に対して、報告書作成の時点において何の応答も得られていないと著者らが述べている点は興味深い。フランス政府がフランステレコム株式 25.05 パーセントを保有しているという事実から、著者らは政府が国際法に従ってオレンジ社に対し、入植地での事業活動の終了を指示するよう期待していると報告書の中で強調している。報告書は政府に対し、入植地での事業活動は国際法違反とみなすと公的に宣言するよう要求している。おそらく、フランス政府が同社の株式を保有していることが、フランスでの報道において報告書に対する注目度を上げたためであろう。どのケースにおいても報告書の作成中、この問題に関して送付した書簡に対する返答はどの政府省庁からも全くなかったことが報告書に記載されている。このケースの進展は、こうした対応が他の企業が BDS 組織からアプローチされた際に推奨されるものであることを示している。

結論

1. BDS 組織に対応することは、ほとんどのケースにおいて企業が合意不可能な更なる要求の提示へと繋がる。交流を持つことで、メディアの興味を増長させ批判を強める傾向がある。前述のとおり、イスラエルでの収益は、そこでの活動を説明する努力を正当化できるほどのものではないとオレンジ社の CEO は記者会見で述べた。しかしイスラエルでの活動を説明する取り組みに献身する必要性は、BDS の攻撃を避けようがなかったためというよりも、同社が対応することを決定した結果によるものと言える。オレンジ社とこれら非政府系組織の代表との話し合いにおいて、同社にとって肯定的な結果に至ったケースは一件たりともみつからない。本質的に、BDS 運動に従うと解釈される方針を持つ会社は、ボイコット運動に屈しないと主張するために非常な努力を強いられることをこのケースは証明している。一方ではボイコット運動の策略に引きずり込まれないようにしながらも、もう一方ではボイコットに協力しているとの非難を避け

るための最善の方法は、ボイコット組織との交流を促進しないことである。

2. ビジネスの対価がオレンジ社のイスラエル撤退の動機に拍車をかけ、オレンジ社にとってこの協定がもっと収益性の高いものであったなら、CEOはもっと注意深く行動した可能性は確実にある。しかし、メディア騒動が過ぎて2年弱の現在、オレンジ社はスタートアップセクターにおいてはまだイスラエルで事業活動を続け、そのことを隠そうともしていない。リシャールは一番最近の2017年9月にイスラエルへの訪問の際、イスラエルのセキュリティ産業との繋りもあり得るサイバー分野に関連する投資先を探していると発言することをためらわなかった。⁵⁶ パートナー社との関係の断絶によってオレンジ社がイスラエルのスタートアップ企業の探求とサポートを終わらせることはない。イスラエルにおける起業促進ネットワークであるFabは、世界で最も発展した一つである。

フランス大統領エマニュエル・マクロンが、前職の経済相だった際に受けたインタビューで語った言葉は、ある意味このケースを総括している。「我々がボイコットに同意することはない。そしてフランスはそれを組織的に非難する。ボイコットの先導者は全ての国家機関から追求を受けるだろう。会社の見解に関わらず、例えその見解が政府と同調していなくとも、政治との関わりを禁止するというメッセージは、企業に明確に伝えられた。オレンジ社のケースについては誤解があった。同社の会長は謝罪をして、イスラエルに行き首相とも面会した。これはオレンジ社にとって好ましくない提携ライセンスに関する商業的な問題であった。しかしながら、この発表は不適切な時期に不適切な場所で行われた。その結果、思うような結果は得られず、ボイコットへの参加はいかなる形においてもオレンジ社が望むことではない。オレンジ社はこれまで長期にわたってイスラエルのパートナーであったし、他の事業者と同じく今後も協力を続けるだろう。」⁵⁷

事例研究4：HP（ヒューレット・パカード）社

本件は、BDS運動の効果が薄かったとみられる事例である。

⁵⁶ Ran Abramson, "CEO of Orange repents his sin…(オレンジ社 CEO がミスを後悔…)"

⁵⁷ Gidon Kotz, "The French Minister of the Economy: 'France vehemently condemns an economic boycott of Israel' (仏経済相が「フランスはイスラエルの経済的ボイコットを痛烈に批判する」と発言)", Maariv, 2016年9月6日。
[ヘブライ語]

HP 社に対する BDS キャンペーンは、G4S 社に対する事例と類似している。双方のケースにおいて両企業が好都合な標的となったのは、そのイスラエルでの活動がイスラエル・パレスチナ紛争に関わる複数のセンシティブな問題に容易に関連付けられるためであった。BDS 組織は HP 社のケースと同様に、イスラエルでの活動と人権保護組織から批判を受けているその他の地域での活動を関連付けようとしている。

しかし、G4S 社に対するキャンペーンに関連した BDS ウェブサイトのページには、キャンペーンの長い歴史の詳細を記した年表や主要な出来事などが提示されている一方で、HP 社に対するキャンペーンについてのページにはコンテンツがほとんどなかった。ウェブサイトでは、最近始めたばかりの新しいキャンペーンのためだと述べているが、HP キャンペーンでの出来事を記載した年表がない本当の理由は、HP キャンペーンは狭い領域での活動であるためだ。このように、前のケースとは対照的に HP 社は BDS 組織から批判を受ける可能性がある発言をしていない。様々な組織が、HP 社は BDS からの苦情に応答していないと述べており、それが同社に対する運動で明確な成功と見受けられない主な理由の一つでもあるようだ。

なぜ同社が BDS の攻撃の標的なのか、キャンペーンの本質は何なのか

ここでも、パレスチナ人の権利を侵害するとされる、イスラエルにおける同社の活動に関する調査報告書の発行とともに運動が始まった。2011年に、「フー・プロフィッツ」という組織⁵⁸が当該報告書を発行し、多くの類似した報告書の基本となっている。このことにより、HP 社とパレスチナ人の権利侵害を関連付けることが可能となった。

ヒューレット・パッカード社（以下、HP）は2015年に個人顧客向けの製品を製造する HP 株式会社、そして企業や政府向けの設備製品やサービスを販売促進する HP エンタープライズ（HPE）の二つの会社に分割されたことに言及しておくことは重要である。2017年には CSC 企業と HP エンタープライズのエンタープライズサービスの統合により DXC テクノロジー社が設立された。これらの分割はイスラエルでの HP の活動の性質に影響を与え、HP を BDS 運動の標的にしたいいくつかの契約は、3つの会社の間で分配された。これらの企業は互いにつながっているため、イスラエルでのそれぞれの活動は他の2社への批判と同じく BDS 側から見れば正当化される。同じように、プロジェクトのいくつかは HP 社と繋がりをもつ3社のどれもがもはや行っていないにも拘わらず、過去のプロジェクトと占領強化への貢献やパレスチナ人の権利の侵害について、様々な報告書が

⁵⁸ Who Profits, "Technologies of Control: The Case of Hewlett Packard (管理技術: ヒューレットパッカード社のケース)", 2011年12月, https://whoprofits.org/sites/default/files/hp_report_final_for_web.pdf

細部にわたって関連付けている。

HP 社に対する主な苦情は、活動の最初の時点では、主に入札共同事業体への関与に集中していた。1999 年、この入札共同事業体はヨルダン川西岸地区やガザのチェックポイントで使用するための生体認証機能システムのバーゼルシステムの建設と運営の入札に競い勝った。このシステムは、ガザとヨルダン川西岸地区から来たイスラエルのパレスチナ人労働者の生体認証可能にするためのものであった。パレスチナ人に苦痛を与えることに同社が関与していることを見せる目的で、ガザやヨルダン川西岸地区からイスラエルに入国するためにできた入国ポイントでの長蛇の列や混雑状況の写真を様々な組織が利用した。さらに、HP 社のボイコットを呼びかける組織、マサチューセッツ・アゲンスト・ヒューレット・パッカード・グループは、生体認証活動と 1970 年代に南アフリカ国民の身分証明のための技術提供をしたポラロイド社の活動との類似点を提示した詳細な報告書を提出した。⁵⁹

BDS ネットワークの多くの組織が、イスラエルの国防省が 2016 年にこのシステムの使用を中止し他のものに取り換えることを発表すると指摘しているが、生体認証システムへの関与が HP エンタープライズへの継続的な圧力の主な理由であるとして、引き続き BDS のウェブサイトに掲載している。このケースでは、同社の現在の関与に関して、様々な組織のウェブサイトに掲載されている事実の変化を確認することが可能である。このように多くの組織は、彼らが問題があるとみなしている、多数の契約の現状を知らないことを認めている一方で、他のサイトでは過去の活動がまだあたかも同社と繋がりがあるように掲載している。

その他の苦情では、2006 年に HP 社がイスラエル海軍のコンピューター・インフラストラクチャーの管理の下請け業者として選定された事実を合わせている。これは同社が海軍のコンピューターインフラの管理運営を担当することを意味している。BDS キャンペーンでは、ガザの住人に苦痛を与えている同社の役割を証明することを目的として、ガザ封鎖におけるイスラエル海軍の役割を強調している。

2011 年、HP はイスラエル国防軍に 5 年間にわたり新たなサーバーを納入する 5 億ドルの大きな入札に勝った。2017 年期の終わりに HPE は 3 年間の新たな入札に参加したが、シスコシステムズ合同会社が入札に勝った。HPE の入札参加は、同社が軍とのビジネスに対し、批判を受けることもリスクも懸念していないことを証明する根拠の一つである。2014 年にはデスクトップコンピューターをイスラエル国防軍の全ての支部に、5 年間の延長オプション付きで 3 年間独占的に供給できるようイスラエルのセキュリティサービスと交渉を行った。様々な BDS

⁵⁹ <http://www.massagainsthq.org/>

組織によれば、HPE が軍にコンピューターを納入するという事実は、同社と防衛組織との過去の契約と並んで、HPE をボイコットし、金融資産の引き揚げを要求することに根拠を与えている。

HP は、1947 年（同社がモトローラのイスラエル法人の一部署だった時）にイスラエルで事業を開始して以来、その活動範囲を広げ、イスラエル社会に根付いてきた。イスラエルは、同社の存在感が際立つ国の一つである。HP は、入札によらず随意契約で多数の政府関連プロジェクトを手掛ける企業の一つであり、イスラエル政府のほとんどの省庁にサービスを提供している。2010 から 2015 年の間にイスラエル政府の省庁が同社と結んだ契約は、92 件に及び、その総額は、3 億 5,700 万新シェケルに上った。各社（HP、HPE、DXC テクノロジー）がイスラエルで手掛けた事業の利益は、そのほとんどが HP によるものであり、費用対効果の観点から見て、BDS 運動が同社に損害を与えるほどの効力を持ち合わせていないことは明らかである。同社が BDS 組織の問い合わせに回答しないのは、こうした事実と並んで、HP とイスラエルの長期にわたる根深い関係が背景にあるようだ。⁶⁰

HP が BDS の批判に対して無反応を貫くことで、BDS 運動そのものが後退することはなかったものの、様々な組織が足掛かりを失う形となった。BDS キャンペーンの結果、様々な組織が HP からの投資撤収に名乗りを上げ、リストには多くの企業が名を連ねることになった。しかし、リストをよく見てみると、かつて同社の株式を所有したことがある金融機関やその他の大手企業は一切含まれておらず、主として、BDS 運動を展開する学生組合や非政府組織によって構成されていることが分かる。それでも HP からの投資撤収は注目を集め、長老派教会の総会は、イスラエルの政策に加担しているという理由で、HP、キャタピラー、モトローラソリューションズからの総額 2,100 万ドルの投資撤収を、310 対 303 という僅差ながらも決定した。^{61,62}

このニュースは、同社からの投資撤収を決定した別の教会のニュースと共に、キャンペーンの成果を示す 2 つの成功例として、BDS のウェブサイトで紹介されている。第 2 の成功としては、180 万人以上の個人が、HP によるイスラエルのアパルトヘイト政策への加担を阻止する請願書に署名をした、という事実が挙げられる。パレスチナ連帯キャンペーン組織—BDS 組織の中でも最大クラスの英国の組織—によると、2016 年の終わりに開催された HP ボイコットアクションウィークは、BDS ネットワーク主催の世界イベントの中で、最も成功した活動の一つ

⁶⁰ Leor Dattal, "Inherited the job and since then is working without a tender in the amount of hundreds of millions (業務を受け継ぎ、それ以来入札なしで数百万ドル分の作業を受注)", TheMarker, 2016 年 3 月 1 日。
<https://www.themarker.com/news/education/1.2867879> [ヘブライ語]

⁶¹ <http://investigate.afsc.org/company/hp-inc> [ヘブライ語]

⁶² <http://www.pcusa.org/news/2014/6/21/slim-margin-assembly-approves-divestment-three/>

であった。同組織は、このアクションウィーク中、30 か国で HP に反対するデモが実施された、と述べている。しかし、アクションウィークの成功を報じるウェブサイトの映像を見る限り、デモの参加者はせいぜい 20~30 人程度であったことは、一目瞭然である。こうした事例は、BDS 運動にはありがちなことで、BDS 運動が過去にゲームチェンジャーとして用意したイベントでも、大勢のデモ参加者の誘致には成功しなかった。⁶³

結論

HP に対するキャンペーンは、同社にダメージを与えることができず、同社のイスラエルでの事業に何ら影響しなかった。同社は、BDS 攻撃の標的となるようなプロジェクトにはもはや関与していないと思われる。しかし、同社がこうした関係の解消に踏み切ったのは、BDS キャンペーンの結果ではなく、経営判断、入札の敗北、プロジェクトの完了、プロジェクトの委譲によるものと言ってよいだろう。HP は、イスラエルでの HP および HPE による公共部門事業と並行して、米国とイスラエルの管轄下に、投資部門として HP テックベンチャーズを設立し、若いハイテク企業間の協力を促進する計画を 2016 年に発表した。⁶⁴

BDS キャンペーンが、主要取引先による HP からの投資撤回あるいは投資撤回の示唆を実現することができなかった理由の一つには、HP の事業のこうした性質が関係している。実際のところ、同社に対する反対運動は、イスラエルに多少有利に働いたと言われている。イスラエルで事業を展開し、BDS 運動が批判する活動に少なからず関与している企業について、そうした企業の全てをボイコットするということは、イスラエルのテクノロジー企業が製造する消費者製品や、イスラエル製の部品でできている製品の多くを、入手困難な状態にすることを意味するからである。

更に同社は、BDS 組織を無視することで、組織による一方的な攻勢という構図を作り上げた。少なくとも今回のケースでは、他のケースと比較してみても、BDS 組織からの手紙や問い合わせに一切回答しないことが、同組織やそれに賛同する他の組織の抗議以外に、キャンペーンが過度に波及せず済んでいる要因のようである。

事例研究 5 : ベン&ジェリーズ社

2011 年以来、BDS 運動家達は、米国バーモント州のアイスクリーム大手企業で

⁶³ <https://www.palestinecampaign.org/report-hp-week-of-action/>

⁶⁴ Eliran Rubin, "A new HP fund will invest in Israeli start-ups(新設されたヒューレットパッカード基金がイスラエルのベンチャー企業に投資する)", TheMarker, 2016 年 5 月 10 日, <https://www.themarker.com/technation/1.2940805> [ヘブライ語]

あるベン&ジェリーズに圧力をかけてきた。ベン&ジェリーズに対する BDS キャンペーンは、自らを BDS 運動に心底共感する独立組織と称す VTJP の主導で行われている。キャンペーン開始以来、同社へ圧力をかける動きは、バーモント州の外へと拡大し、同社に対するボイコットの呼びかけは、BDS 運動のウェブサイトや世界各地の BDS 組織が運営するサイトで高まりを見せている。活動家達によると、このキャンペーンは、それまで社会的な責任と活動を担っていることで知られていた同社が、イスラエルで事業を展開しようとしていることが判明し、彼らが愕然とさせられた 2011 年から始まった。

ベン&ジェリーズは、キルヤットマラキに近いビアタビアの近郊に、同社のヤブネの工場に代わる新工場（両工場ともグリーンラインの内側）を完成させたと 2010 年に発表した。更に同社は、新しい販売拠点を開設することも発表した。ベン&ジェリーズは、1987 年にイスラエルでの事業を開始し、ピーク時には 16 店舗を保有していた。第 2 次インティファダによりイスラエルの小売業が打撃を受けた 2001 年に、これらの店舗は閉鎖に追い込まれた。その時から、他の多くの企業と同様に、イスラエルの安定した治安情勢と消費の継続的な上昇トレンドを見据えて、ベン&ジェリーズも事業の拡大に乗り出した。

ベン&ジェリーズは、企業の社会的責任の推進で知られるグローバル企業の一つである。同社は、同社の工場と店舗が、その所在国において、フェアトレードと様々な社会的目標の推進に全力で取り組むことを約束している。これが、同社が BDS 運動の標的となった理由の一つである。従って、BDS 運動家達が、イスラエルで事業を展開している数十の企業の中から、ベン&ジェリーズを選んで集中的に攻撃することを決めたことは、驚くべきことではないのである。キャンペーンが強調するのは、同社のグローバルな社会的責任活動とイスラエルでの活動との間には、明らかな矛盾がある、ということである。キャンペーンの首唱者は、ベン&ジェリーズの社会的責任を称賛する支持者が、同社のイスラエルでの活動を批判する運動に賛同してくれることを期待しており、彼らをメンバーとして採用して、同社への圧力を強めることができると考えている。この希望は実現せず、イスラエルにおける同社の活動は、近年明らかに拡大している。ベン&ジェリーズに対する反対運動は、2011 年に同社の創設者と経営陣に手紙を送ることから始まった。問い合わせを幾度となく重ねた結果、VTJP メンバーは、同社の経営陣から会議の約束を取り付けるに至った。同社に対する抗議の主な内容は、同社の製品が植民地のスーパーマーケットで販売されているという事実についてであった。VTJP の活動家達の報告によると、会議は様々な日程でスケジュールされたが、経営陣の代表者との公式な接触を持つ機会を得ることはできなかった。活動家達は、様々な機会を利用して幹部数人と会うことができ、彼らは VTJP の訴えに共感を示してくれた、とその成果を強調した。だが同社の

代表は、こうした接触における幹部らの発言は、同社や同社の方針を代弁したものではない、という態度を明らかにした。⁶⁵

同社に対する BDS キャンペーンは、VTJP が、ベン&ジェリーズの代表者との接触を試みた経緯を包括的にまとめた報告書を、2013 年に公表した際に、盛り上がりを見せた。VTJP の主張によると、ベン&ジェリーズが VTJP の要求に全く応じなかったことから、VTJP は、同社のイスラエルでの活動がパレスチナ人の権利を侵害するものであり、同社の特徴として広く知られている社会的責任の精神に反する行為であることを、詳しく説明した報告書を公表することにした。報告書では、BDS 運動のよくある傾向が読み取れる：メディアの注目を集める企業を、キャンペーンの標的として特定した時から、その企業の活動がパレスチナ人の権利を害している、という証拠を集めることに専念するのである。

報告書は、同社の製品が入植地で販売されていることに加え、キルヤットマラキ地区—グリーンラインの内側にある都市一での製造は、イスラエル国家が設立される前はパレスチナの村があった地区であることから、違法行為と見なされる、と記している。前述のように、BDS 運動の明確な目的の一つは、パレスチナ難民の帰還を実現させることである。イスラエルの都市の多くが、イスラエル国家が建設される前にはパレスチナの村があった土地に建設されていることから、イスラエルでの生産活動は、どれも倫理上の不正行為と見なされる、と BDS 運動家達は考えている。言い換えれば、BDS 組織のベン&ジェリーズに対する抗議は、イスラエルで事業を営むほとんどの企業に向けられている、と言えるのである。こうした主張は、BDS 運動家達が、1948 年にイスラエルが宣言した同国の領土内ですら同国の権利を認めていない、ということを示す、多くの証拠の一つである。

報告書の作成者はまた、工場での生産活動では、ヨルダン川へと繋がるガリラヤ湖とその周辺の帯水層の水が使用されるため、パレスチナ住民への水の供給量が減少する恐れのあることが、詳細な調査により判明した、と主張している。報告書の内容は、これまで様々な BDS 組織がイスラエルを攻撃するために訴えてきた主張とほぼ同じであり、イスラエルの治水政策がパレスチナ人を差別していること、イスラエルとパレスチナ自治政府が論争の最中にあるとは言え、オスロ合意Ⅱに基づき 1995 年に設立された合同水委員会で、双方が協力していくことを約束した事実を無視する行為であること、を主張しているに過ぎない。報告書によると、アイスクリームの製造に使用される水は、イスラエルに 3 つある自然水源のうちの 2 つから採取されていることから、パレスチナ人の権利を侵害している行為と見なされる。言い換えれば、この場合も同様に、報告書に記

⁶⁵ Vermonters for a Just Peace in Palestine, "Peace, Love & Occupation (平和、愛、そして占領)", 2013 年 3 月 14 日, http://vtjp.org/icecream/VTJP_Report_Peace_Love_and_Occupation.pdf

されたベン&ジェリーズに対する抗議は、イスラエルにある多くの工場に向けられていると取れるのである。

2013年から2015年にかけて、BDS運動家達は、ベン&ジェリーズのイスラエルでの営業活動と地域の住民が被った損害との関係について、その主張を繰り返した。VTJPによると、2013年以降、数千人に上る人々と250の組織が、入植地での同社製品の販売を中止するよう同社に求める嘆願書に署名している。しかし、そのリストを見ると、これらの組織のほとんどが、BDSネットワークに属するパレスチナの組織であることが見て取れる。BDS運動家達は更に、ベン&ジェリーズが地域との繋がりをアピールする絶好の機会の一つとして、1979年から年に一度開催しているフリーコーンデーを狙い、ベン&ジェリーズの店舗の外で、BDSの宣伝活動を実施した。VTJPのウェブサイトに掲載されている写真を見る限り、これらのイベントへの参加者は、2~3人の活動家だけであった。

6667

同社への抗議の強化や上級管理者への手紙の送付といった、BDS側の努力にもかかわらず、同社とBDS運動家達との公式な接触は、2011年に実現した会議が、最初で最後のものとなったようである。実際のところ、もしこの紛争に関して、同社が公式な声明や行動を発表していたとしても、その内容は、キャンペーンの精神とは真っ向から対立するものとなっていたであろう。その証拠に、2014年の7月には、同社の主要テイスターであるピーター・リンダーが、イスラエルを訪問しているのである。彼の訪問は、その目的の一つが、パレスチナとイスラエルの食材を利用したローカルフレーバーの開発の可能性を探ることであり、その共同開発の可能性を見極めるために、ベン&ジェリーズのイスラエル法人のCEOと共に、ヨルダン川西岸の工場まで訪れているのである。イスラエルとパレスチナの工場間の協力強化を意図するようなこうした動きは、イスラエル製品へのボイコットを叫ぶBDSキャンペーンの精神に反するものである。

VTJPによると、2014年4月にVTJPは、ベン&ジェリーズの社会的使命部門のグローバルディレクターであるロブ・ミハラクから、BDS運動メンバー達との紛争を終わらせる、という内容の手紙を受け取った。2015年3月にVTJPは、ベン&ジェリーズの店舗経営者らへ宛てた公開書簡を発表し、その中で、4年におよぶ対話による解決の試みにもかかわらず、事態が進展しなかったことから、VTJPはベン&ジェリーズ製品のボイコットを宣言せざるを得なかったのだ、と述べた。その書簡には、店舗経営者らに対する、事業の収益悪化が予想されることへの謝罪の言葉がつつられており、イスラエルでの活動を止めるようベン&ジェリーズの経営陣に圧力をかけていこうと、彼らに呼びかける内容となって

⁶⁶ For the list see: <http://vtjp.org/icecream/internatletter.html>

⁶⁷ http://www.vtjp.org/icecream/FCD_2016_Report.html

いる。

公開書簡の発表から約 1 カ月後、同社は、おそらくその書簡への対応策として、同社のウェブサイト上に、イスラエルでの活動に関する短い声明を発表した。その声明で強調されたのは、同社が社会的責任活動に世界規模で取り組んでいること、それはイスラエルにおいても同じであること、イスラエルでの活動を節度を持って継続していきたいと望んでいること、であった。同社への抗議に対して、同社が唯一はっきりと反論している部分が、次の 2 つの文である：最初の文は、状況の複雑さに対する同社の認識を示している—「状況がどのくらい複雑であるかを私達はしっかりと認識している。」 2 つ目の文は、同社の店舗や工場が、領土内ではなく南テルアビブにあることから、同社が領土内で経済的利益を得ていないことを明確に示している—「私達は、領土内で経済的利益を得てなどいない。製造工場と 2 つの店舗は、領土の外である南テルアビブに位置している。」⁶⁸

VTJP は、ベン&ジェリーズの返答は、同社へのボイコット運動の正当性を強調しただけである、と返した。2015 年以來、バーモント州と BDS の運動組織は、ベン&ジェリーズに対するボイコット運動を呼びかけ続け、同社の経営陣に対し、より多くの抗議文を送ることに努めてきた。BDS と VTJP のウェブサイトには、ボイコット運動を盛り上げるための有効手段についての記述がある。例えば、同社製品を購入しない、同社に問い合わせをする、ボイコット運動を宣伝する、ソーシャルネットワークを活用する、同社製品を陳列しないよう店舗に働きかける、などである。しかし、ベン&ジェリーズに対するボイコット運動は、これ以上の進展はなかったようである。

ベン&ジェリーズがイスラエルで順調に事業を拡大し続けていることは、このキャンペーンが失敗に終わったことを最もよく物語っている。イスラエルのアイスクリーム市場におけるベン&ジェリーズイスラエルのシェアは、約 9% であり、プレミアム市場では、85% のシェアを誇っている。2015 年にベン&ジェリーズのイスラエル工場が、そのすべての製品について、イスラエルの食品工場としては初めてとなるフェアトレードの認定を受けたことは、同社のフェアトレードに対する世界的戦略の成果の一つと言えよう。⁶⁹

このことから何が分かるか？

⁶⁸ <https://www.benjerry.com/whats-new/2015/ben-and-jerrys-business-in-israel>

⁶⁹ Yehuda Sharoni, "It's sweet for them: Ben and Jerry's are expanding their activity in Israel; hold 9% of the market (ベン&ジェリーズが快進撃—イスラエルでの事業を拡大し、アイスクリームの国内市場シェア 9%を獲得)", 2017 年 1 月 30 日。 <http://www.maariv.co.il/business/economic/israel/Article-572944> [ヘブライ語]

1. BDS 運動の標的にされた企業が、必ずしも領土内で活動していたり、イスラエルの治安部隊とつながっていたりするとは限らない、ということである。ベン&ジェリーズが標的となったのは、BDS 運動が社会問題を取り上げることで、賛同する人々の批判の目を同社に向けさせ、同社を困窮させることができるかもしれないという、BDS 側の願いが込められていたのである。BDS 運動は、ある企業をその標的と定めた瞬間から、その企業のイスラエルでの活動が、どれほどパレスチナ人の権利の侵害に関係しているかを示す証拠を、並べ始めるのである。
2. VTJP の代表者は、ベン&ジェリーズとの連絡が途絶え、同社代表との公式な接触の機会を失った時は、本当に落胆した、と認めている。この発言から分かるのは、公式代表者が VTJP に対して、最初の議論を繰り返すつもりはない、という態度を明確にする度に、運動が強化されていったということである。言い換えれば、VTJP と同社代表との間には、公式なやり取りの事実があり、VTJP が同社への攻勢を強めていったのは、まさしくそのやり取りに基づいてのことだったのである。前述のように、ベン&ジェリーズに対する要求は、入植地への同社製品の供給停止だけにとどまらず、グリーンラインの内側にある同社工場の閉鎖までも求めている。つまり、もしベン&ジェリーズが領土内へのアイスクリームの供給を停止したとしても、BDS 運動が同社への攻勢を止めることはなかったであろう。BDS 運動は、成功によって更に強まるものであることから、同社への攻勢が更に強まっていたかもしれないのである。
3. 今回のケースは、BDS 運動がイスラエルでの収益性の高い事業に実質的な影響を与えることが、いかに困難なことを示している。それはまた、消費者にボイコット運動を広く行き渡らせることは、容易なことではない、ということを示している。同社に抗議するデモの参加人数や嘆願書への署名に関しては、その成果が強調されているが、BDS のウェブサイトを見れば、デモの規模は小さく、嘆願書に署名をした組織のほとんどが、BDS ネットワークに属するパレスチナの組織であることが、すぐに見て取れる。

事例研究 6：日本のデザイン会社(A社)のケース

BDS 組織が日本企業に対して長期的な抗議キャンペーンを実施したというケースは、まず見付けるのが困難である。唯一の例外は、日本のデザイン会社に対

するキャンペーンである。同社は2010年4月、イスラエルの業者に経営権を与えて、2011年にはテルアビブあるいはエルサレムに同社の店舗を開く予定である、と発表した。このケースの場合、キャンペーンはすぐに成功したため—同社は7か月後に声明を撤回し、計画を中止することを発表した—この一連の事案について、綿密な調査を実施することは難しい状況である。一方でこれは、BDS運動を経験したことのない企業が、性急な意思決定をしがちであることを示す、興味深いケースと言える。⁷⁰

デザイン会社に対するこのBDS運動は、親パレスチナ活動家達が、パレスチナの平和を考える会—日本におけるBDS運動の確立を目指す組織—の協力の下で、日本に多数ある同社の店舗の外でデモを繰り広げたことが、その主な活動であった。そのデモの多くで、分離壁を表す記号を巡って、IDFの兵士によって拘束されたパレスチナ人についての寸劇が演じられた。BDS運の成功を報じるBDSのウェブサイトに掲載された写真を見ると、これまでの事例研究で述べられた他のデモと同様に、店舗の外でのデモの参加人数はわずかであった。これらの写真から判断するに、他のほとんどのキャンペーンの参加者が十数人に上るのは対照的に、今回は基本的にほんの数人の個人が参加するにとどまるとみられる。BDS組織は、日本でのデモ活動とは別に、同社の韓国の店舗の一つに対し、いくつかのデモを店舗の外で実施した。このキャンペーンでデモと並行して実施されたのが、同社経営陣への手紙の送付とソーシャルネットワーク上での活動であり、その一部は、同社製品へのボイコットを呼びかけるものであった。⁷¹ キャンペーン開始から7か月後—前述の他のケースよりもかなり早い段階で—、同社は、経済的配慮によりイスラエルでの事業計画を中止する、と発表した。

パレスチナの平和を考える会によると、手紙書きキャンペーン期間中の2010年8月に、同社の経営陣は、イスラエルに店舗を開くという計画は、多くの人に理解されずに批判を集めることになる、と認識している、と同組織に対して返信した。この一文に基づき、同組織は、イスラエルでは事業を行わないという同社の決定を、自分達の功績にしたのである。このケースの場合—他のケースとは対照的に—、BDSキャンペーンがA社の意思決定に実に圧倒的な影響を与えたようである。デザイン会社の店舗を経営することになっていたイスラエル人は、イス

⁷⁰ この事例研究で紹介したケース以外に日本企業に圧力がかった事例としては、イスラエルの化粧品メーカー「アハバ(Ahava)」の日本販売代理店に圧力がかけられた事件がある。BDS傘下組織によると、同販売代理店は圧力がかったため、BDS運動の中心的なターゲットとなったアハバ社の製品の販売を中止した。しかし、このアハバ販売代理店の事例と本稿の事例研究は異なっている。アハバの場合は代理店に直接圧力をかけてイスラエル製品を取り扱うことを阻止したのに対し、本稿中の事例研究の事例では日本製ブランドがイスラエルに進出することを阻止するために圧力をかけたからである。

⁷¹ Michal Perl, "The Israel boycott organizations have changed location: the ethics committees instead of demonstrations (イスラエルをボイコットする組織がデモから倫理委員会に戦場を変更)", Calcalist, 2015年2月25日。 <https://www.calcalist.co.il/local/articles/0,7340,L-3653238,00.html> [ヘブライ語]

ラエルでの店舗経営権の付与決定を同社が取り消したのは、同社が批判—2010年5月末に行われたマルマラ艦隊の事件⁷²後に高まった—を恐れたことが、背景にあると述べている。⁷³

イスラエル市場への参入や事業の拡大を発表した、ファッション店や人気の消費者ブランド店の外で行われるデモは、どれも同じような光景となっている。BDS 運動家達は、有名ブランド店の外で数回デモを実施してきた。例えば、2010年に BDS 運動の活動家達は、スウェーデンのファッション企業である H&M の店舗の外で、多くの小規模デモを実施し、同社がイスラエルに店舗を開くことを計画しているとして、同社への圧力を呼びかけた。しかし、この種のデモは、BDS 運動として分類されることはない。というのも、これらは推進力に乏しく、イスラエルで事業を行うことに慣れている国々の企業は、こうした現象が一時的なものであることを既に知っているからである。実際 H&M は、2010年に3つの店舗をイスラエルに開設し、それ以降イスラエルでの活動を拡大してきているが、同社への抗議活動は、急速に下火となった。2018年2月27日にイスラエルに4つ目の店舗を開く予定の IKEA もまた、BDS 運動家達によるデモを数多く経験した企業である。例えば、2006年にイスラエルに2つ目の店舗を開いた際（最初の店舗は BDS 運動が起こる前の2001年にオープンした）にもデモが起こったが、その運動は急速に弱まり、同社がイスラエルで事業を拡大する妨げとはならなかった。

つまり、日本では BDS 運動の事例が少なく、概念もまだ確立されていないため、デザイン会社は抗議運動への対処方法が分からず、その脅威を過大評価してしまったのではないか。世界の他のケースと比較してみても、これは小さなアマチュア組織による小規模な抗議活動であり、BDS 運動がはるかに盛んな国々で事業を展開している H&M や IKEA の例と同様に、デモの勢いが急速にしぼんだのは、当然のことと言えよう。

デザイン会社がイスラエルでの店舗の開設を決めたのは、それがテルアビブや西エルサレムに計画されていたことや、同社製品の性質上の観点から、同社が BDS 運動による嫌がらせをさほど警戒していなかったからであろう。BDS 運動によるデザイン会社への嫌がらせは、日本の小規模組織による活動であったことや、その抗議活動の範囲（普及度と参加者数）が限られていたことから、他社が経験したものより少なかったと言えよう。同社の経営陣が何を危惧していたのかは不明だが、同社が抗議活動に反応して下した決定は、BDS 運動による脅威の

⁷² パレスチナのガザ地区への人道支援物資を搬送していたトルコ船籍のマルマラ号にイスラエル軍が襲撃した事件。

⁷³ Efrat Barashi Mapan, "A 社 worldwide – except in Israel (世界中に広がる A 社—ただイスラエルを除く)", 2015年9月13日。 <https://home.walla.co.il/item/2888929> [ヘブライ語]

重大性とは釣り合わないものであったと思われる。同社が計画の中止を決めた主な要因は、実際のところ、その時点での状況（マルマラ艦隊のイベントの影響）によるものであったのではないかとと思われる。

BDS 運動に対する様々な対処方法や、世界の他企業の経験についての知識を、同社がもっと持ち合わせていたならば、別の経営判断もあったと思われる。

2-4. BDS 運動の対象になった場合の対処方法(イスラエルの INSS 社の提言)

- 企業は、ボイコット組織からの問い合わせに対し正式な回答を控えるのが望ましいだろう。
- 同時に、イスラエルでの活動を批判された企業は、相手の背後にある組織とその能力を見極め、相手に長期的なキャンペーンを展開し、日本内外の主要アクターを巻き込む力があるか判断することが大切になる。
- 批判を受けている企業は、イスラエルでの自社の活動に対する具体的な相手の主張を確認する必要がある。事業活動がイスラエル・パレスチナ紛争のデリケートな問題⁷⁴のいずれにも関係なく、イスラエル市場への参入意図がキャンペーンの焦点である場合、その批判が勢いを増し、BDS ネットワーク外に影響力を持つ活動家を巻き込む可能性は、低くなる。
- 批判を受けた企業は、BDS 組織に批判された経験がある他国の同じ業界の企業の先例を知っておくとよいだろう。
- イスラエル・パレスチナ紛争に関連した暴動の勃発により、BDS 組織の圧力を受けている企業への批判が激化する可能性がある。同時に企業は、相手側が批判を続け激しい抗議を行う能力には限界があり、大半のケースで、暴動が収まれば批判も勢いを失うことを、認識しておくことは重要である。

2-5. BDS 運動の対象になった場合の対処方法(米国調査会社の見解)

米国における対応法を調査分析会社に照会したところ、下記のような回答を得た。

米国および米国における外国企業の BDS 運動との関りは 10 年以上になり、いろいろな対処方法が生成されている。

⁷⁴ BDS 運動はイスラエルの治安維持部隊との関係が深いことが明らかな外国企業や、イスラエルの刑務所に収監されているパレスチナ人受刑者、ヨルダン川西岸(ウエストバンク)とイスラエル間の検問所、パレスチナのユダヤ人入植地など、イスラエル-パレスチナ紛争に関連する微妙な問題と事業活動の関連性がわかりやすい企業などに活動を集中させる傾向がみられる。

その中で一般的なものは、下記のとおり。

キャタピラー社は、同社のブルドーザーがパレスチナ人の家や農家を破壊するのに使用されたことから、占領地から利益を得ていると反イスラエル株主から糾弾されていたが、企業人権政策方針を改訂し、メディアに対しキャタピラー社は直接イスラエルに製品を輸出していない点、また同社が中東の政策に関与していない点を同社の雄弁な広報官を通じて明らかにした。

スターバックス社も親イスラエル企業との認識を受けて攻撃されたが、同社は「中東におけるスターバックスの事実」という宣言を発表、同社がいかなる政治的、宗教的な条項を支持していないこと、さらには同社および同社の CEO がイスラエル政府、および軍に対し経済的な支援を一切していないこと、さらには、同社が親イスラエル企業であるという認識は誤認であることを明らかにした。

マリオット・インターナショナル社は、反イスラエルイニシアチブとみなせる Holy Land Principles の承認を株主決議で迫られた。これに対し、マリオット社は、同社の経営方針は世界中の従業員を差別せず均等に扱うというもので、Holy Land Principles は方針に反するとして却下した。

イスラエルのオリーブオイル会社がフェイスブックで BDS 運動の攻撃を受けた際、同社の評価は下がったが、同社は攻撃に対抗しニューズレターを発行し、ネット上で同社への支持者を増やしていった。

イスラエルの飲料メーカーのソーダーストリーム社は、BDS 運動に対し、メディアのインタビューを積極的に行い防衛に努めた。

いずれの会社の対処方法も、積極的に糾弾された内容に対し、自社の経営方針や事実関係を訴え、自社に対する支持者を増やし BDS 運動に対抗するというものである。

なお、米国には NGO の Anti-Defamation League(ADL), Lawfare Project(LP)のような BDS 運動に対抗するグループ、AIPAC のような有力なユダヤ人組織も存在しており、それらの組織との連携も対抗手段となる。

BDS 運動の対象となった会社が置かれた環境の違いが、対応策の違いに繋がっているものとみられる。

2-6. 結論

国外で反イスラエル運動の阻止に努めるイスラエルの NGO 関係者は「これらの活動家による営業妨害行為は、過去のアラブボイコットとは異なり、国レベルでの経済的な打撃にはならない」としている。また、調査を担当した INSS 社は、現在、親イスラエル団体およびボイコット運動に反対する政府が増加していることもあり、BDS 運動は過去のような実効性を持たなくなって来ているという。

しかしながら、影響力は限定されていても、運動の対象になった企業にとっては、得られるべきイスラエルにおける収益と運動によるのれんの毀損とを比較評価して今後の経営方針を決めることになる。

上記の例では、6社のうち4社がイスラエルでの活動を中止もしくは撤退、2社が活動を継続して事業を拡大している。これは、総合的に判断した場合、経営を続けた方が得られる利益が大きいという判断をした会社が2社、経営を続けた場合の遺失利益の方が大きいという判断をした会社が4社あったということであろう。

この判断は、各社の経済活動の収益源が何処にあるのか、生産会社なのか販売会社なのかなどで異なると考えられる。

日本企業がイスラエルで事業を実施するもしくはイスラエル企業と提携したりしてBDS運動の対象となる可能性は、過去の事例から判断して皆無とはいえない。

しかし、調査を担当したイスラエルのINSS社は、日本企業がイスラエル企業と経済関係を強めることでBDS運動の対象になる可能性は低いとみている。

これは、前述のようにボイコット運動に対し各国政府が距離を置き始めている環境の変化、および国際的な企業に対しBDS運動を行う組織、つまり人種上、イデオロギー上の視点から支援を行う主体は欧米にあり、東南アジア、特に日本ではそのような組織は極めて限られていることを挙げる。そして、それらの組織が欧米のようにBDS運動を長期に亘って継続するだけの組織力を持ち合わせていない点を挙げている。

付録：反 BDS 法

世界の主要国数カ国が BDS 運動に対して法的措置を講じている。これらの措置の一部は宣言のレベルに留まっているが、実質的な影響を及ぼすものもある。このような措置をリードしている国は米国で、反 BDS 法が連邦法・州法の両レベルで採択されている。

連邦法について言えば、例えば「2015 年超党派議会貿易優先権説明責任法 (Bipartisan Congressional Trade Priorities and Accountability Act of 2015 [略称: 2015 年 TPA 法])」が、貿易協定に締結に関する交渉の目標を規定している⁷⁵。これらの目標は (大西洋横断貿易パートナーシップ協定 [Transatlantic Trade and Investment Partnership] 加盟諸国との) 通商協定に関して具体的にイスラエルに対するボイコットを挙げ、貿易相手候補国が直接的または間接的にイスラエルの権利の侵害またはその他の方法で米国とイスラエル間の通商活動のみを阻止する行動を止めさせること、イスラエルに対するボイコット、投資撤回、制裁のための政治的動機に基づく行為を止めさせ、イスラエル産の商品・サービス・その他の通商を対象にイスラエルに政治的な動機に基づく非完全障壁が課されないように努めること、および外国が国家の支援を受けてイスラエルに無許可のボイコットを行ったり、貿易相手候補国が「アラブ連盟によるイスラエルのボイコット (Arab League Boycott of Israel) に従ったりしないようにすることを規定している。⁷⁷

もう一つの例は「2015 年貿易円滑化・貿易執行法 (Trade Facilitation and Trade Enforcement Act)」⁷⁸で、同法には第 909 条「米国・イスラエル間の通商の強化」が含まれている。同条項には、米国政府は「アラブ連盟によるイスラエルのボイコット」のあらゆる構成員・要素と戦うことを方針とすることが述べられている。また、アメリカ合衆国議会はイスラエルに対するボイコット、投資撤回、制裁など、イスラエルとの通商関係を罰則やその他の方法で制限する政治的動機に基づく行為に反対することも記載され、政府・政府機関・準政府組織、国際組織・およびその他の主体によるイスラエルに対するボイコット、投資撤回、制裁は 1944 年制定の「関税と貿易に関する一般協定 (GATT) ⁷⁹」が規定する無差別の原則に反しているとの言及もなされている。同条項は米国大統領に対し、イスラエルに対するボイコット、投資撤回、制裁活動に関する年次報告書の提出も求めている。同年次報告書に記載する活動には、イスラエル国内またはイスラエルの事業体と共同で事業を行っている米国人を対象とする貿易障壁の設定や、

⁷⁵ <https://www.congress.gov/114/plaws/publ26/PLAW-114publ26.pdf>.

⁷⁶ <https://fas.org/sgp/crs/misc/R43491.pdf>; <https://ustr.gov/trade-topics/trade-promotion-authority>.

⁷⁷ <https://www.congress.gov/114/plaws/publ26/PLAW-114publ26.pdf>, Sec. 102(b)(20).

⁷⁸ <https://www.congress.gov/114/plaws/publ125/PLAW-114publ125.pdf>

⁷⁹ General Agreement on Tariffs and Trade 1994.

企業または政府系金融機関をはじめとする外国人が下した、イスラエルとの経済関係またはイスラエル国内またはイスラエルが管理するいずれかの領土内で事業を行っている個人との経済関係を制限する決断などが含まれる。同年次報告書には、こうした貿易障壁の撤廃に向けて米国が行った対策と、政府または国際機関が米国人に対し、イスラエル国内またはイスラエルが管理する領土内で、あるいはイスラエルの主体と共同で事業を行っていることのみを根拠として捜査または追訴を行うことを防ぐために講じた手順も記載する。同条項はさらに、イスラエル国内またはイスラエルが管理する領土内で事業活動を行っている米国人に対して外国判決が下されても、それらの判定が、かかる活動は法律違反に該当するという外国の裁判所の判断に基づいて下されたものである場合、そうした判決を米国の裁判所が執行することを禁じている。

州法について言えば、過去 3 年間に反 BDS 法案が続々と成立する大きな流れがあった。これまでに米国 25 州（テネシー、サウスカロライナ、イリノイ、アラバマ、コロラド、インディアナ、フロリダ、バージニア、アリゾナ、ジョージア、アイオワ、ニューヨーク、ロードアイランド、ニュージャージー、カリフォルニア、ペンシルバニア、オハイオ、ミシガン、テキサス、ミネソタ、ネバダ、カンザス、ノースカロライナ、メリーランド、ウィスコンシン）が BDS 運動に反対する法案または決議案が可決されている。これらの法案・決議案は概ね、以下の 3 つのモデルのいずれかに該当する（ただし州ごとに内容が多少異なる）⁸⁰。

(1) 特定の対象についての拘束力および罰則を有する法律で、イスラエルに対してボイコットまたは投資撤収を行っている企業からの州政府の年金基金または投資の撤収を求めるもの、および/または州政府がかかる企業と契約を締結することを禁じるもの、(2) 一般的な拘束力および罰則を有する法律で、(米国の同盟国および貿易相手国を対象として) 人種・肌の色・宗教・ジェンダー・または出身国を根拠としてボイコットを行ういかなる主体とも州政府が契約を締結することを禁じるもの、(3) 拘束力を有さない決議で、具体的な措置を講じず、イスラエルに対する支持を表明して BDS 運動を非難しているもの（上記の州のうち、このモデルに該当する決議を行ったのはテネシーとバージニアの 2 州）。

米国以外の国も、BDS 運動を禁じるために法制上の措置を講じている。英国では、英国政府が公共機関に対し、調達契約を使って他国に拠点を置く企業をボイコットする行為は決して行ってはならない（ただし、英国政府が公式な法的制裁・出入港禁止措置・制限を課している場合を除く）ことを明記したガイダンス⁸¹を発行している。同ガイダンスには、こうしたボイコットは不法行為とみなさ

⁸⁰ <http://jppi.org.il/uploads/State-Level-Anti-BDS-Legislative-Initiatives-Overview-and-Recommendations.pdf>.

⁸¹ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/500811/PPN_on_wider_international_obligations.pdf.

れ、当該の公共機関または政府には罰則が科される可能性がある」と述べられている。ドイツでは、2013年制定の「対外経済法施行令 (Foreign Trade and Payments Ordinance)」が、対外貿易および支払い取引において、他国に対するボイコットへの参加を宣言することを禁じ、こうしたボイコット宣言は行政犯罪であり、最高 50 万ユーロの罰金刑が課される可能性がある」と規定している。⁸²同法令の対象となる宣言の例としては、ボイコット対象国、ブラックリストに載っている運動、出身国を否定する宣言、ボイコット対象国とのビジネス関係に関する調査事項、輸出制限に関する宣言などがある。⁸³フランスでは、「フランス刑法典 (French Penal Code)」が特定の国の国民に対する差別を禁じている。また、フランス刑法典の一角を成す差別禁止刑法、通称「ルルーシュ法 (Lellouche Law)」が数種の犯罪について、被害者が特定の国の国民であることを根拠として行われた場合、罰則を重くすることを規定している。⁸⁴これらの犯罪には「いかなる経済活動に関しても、その通常の実施を妨げる行為」などがある。「ルルーシュ法」は、イスラエル経済に損害を与えようとした BDS 運動家に対する訴訟と処罰に適用されている。

⁸²https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_awv/englisch_awv.html#p0059, Sec. 7, Sec. 81;
https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_awg/englisch_awg.html, Sec. 19.

⁸³ <http://www.wfv.com/wp-content/uploads/2016/08/WFW-Briefing-SanctionsAndAnti-AvoidanceBoycott.pdf>.

⁸⁴ <http://www.legislationline.org/documents/section/criminal-codes/country/30>, Art. 225-1 - 225-4.

アラブボイコット調査成果報告書

2018年2月

作成者: 日本貿易振興機構(ジェトロ)
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL:03-3582-5180(海外調査部中東アフリカ課)

<http://www.jetro.go.jp>

禁無断転載

